

か、政府の考えが甘いんじゃないか、こういうようなことをたびたび言明をしておるようですね。そういう点に対しては、大臣としてはどう一体お考えになるか。

それから私の聞きたいのは、従来の民間の設備投資、これの増強、これを通じてV字型方式で景気浮揚というものがなされた、こういうパターンを何らかの形で軌道修正しなければいけないというのが政府の考えのようでありませうけれども、そうだとするならば、一体どういう景気浮揚の型というものが今後想像されているのか、その二点についてひとつもう一度見解をお聞かせ願いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) この軌道修正の型といふと、結局従来のようなこの収益性の稀薄であるいわゆる福祉的な事業というふうなものに、投資が強く行なわれるということによるよりほかしかたがないんじゃないかというふうに思っています。で、それだけ回復力が緩慢であるということがあるかと思ひますが、そういう福祉関係の公共投資、社会資本の充実ということが行なわれれば、自然に従来の軌道はこれは修正されることになるかと思ひます。

それからさっき言いました不況の問題ですが、素材産業中心の企業は、明らかに不況という状態をまだ脱してはおりませんが、最終消費段階に近い加工部門とか、そのほか一部の企業というものは、もうけっこう需給にゆとりがないところまできていてという企業もございまして、そういうところでは、もう従来よりはむしろ好況的な状況を呈しておるという企業も一部あらわれてきているというふうなことでございまして、私はそういうものと、今度はいま言った福祉関係投資というもののによる景気の立ち直りのその速度は、おそくなるかといふか、そのおそいというものが適当に調整されて、やはり少なくともこの秋ごろというときには、もっとこの景気の形がはっきり私が出てくるのじゃないかというふうに思っています。

○戸田菊雄君 開発銀行の融資政策との関連で、今後の産業構造について政府の見解もお伺いしたいのですけれども、従来日本の場合は、第二次産業あるいは第三次産業——この構成比はあとで具体的に伺いたいと思ひますが、いづれにしても、第二次重化学工業中心に、産業構造というものが定着してきたことは間違いないと思ひます。今後はどういふ形になっていくのか、この投資面ですと、やはり依然として第二次重化学工業を中心にして、これを基盤にして、やはり産業構造の定着をはかっているのか、あるいは最近第三次産業が非常に急速に伸びてきておる、西ドイツあたりも、やや第二次産業と第三次産業の投資形態というものは半々くらいになっていまして、アメリカの場合ですと、大体第二次産業は二九・六%、第三次産業は六一%ですから、日本の構成比とはちよつと第三次産業については大きく隔たりがあるように考えますけれども、一体どういふ産業構造を政府は目指して、どういふ投資形態を一体考えているのか、その辺の見通しは一体どうお考えになっておられますか。

○政府委員(近藤道生君) 開銀の二次産業、三次産業に対する融資のこまかい数字の問題もございまして、私からお答え申し上げさせていただきます。大きな方向といたしまして、開銀融資のあるべき姿は、ただいま戸田委員の御指摘のとおりの方角でいくべきものであらうかと思ひます。開銀融資全体につきまして、絶えず融資対象を経済社会の進展に即応した形で見直しを行なつてまいらうということが必要でございまして、そういう方向で今後とも検討をしていくべきことにならうかと思ひます。具体的にこれらまでの融資の実績を見ましても、大都市再開発、公害防止というふうな社会開発に対する融資のウェイトが増大いたします。一方、電力とか海運というふうな産業開発融資のウェイトは低下しつつあるわけでございまして。一次、二次、三次の産業に分けて申し上げますれば、この五年間に一次産業向けの融資が、シニア

において激減をいたしております。そして二次産業と三次産業とが、それぞれ二%前後シニアを拡大いたしております。ただ、二次産業、三次産業それぞれの中で変動がございまして、たとえば二次産業の中で申し上げますれば、公害防止とか、国産技術振興融資というふうなものウェイトが高くなりつつあるわけでございまして、三次産業の中では、都市開発融資のウェイトが高まる、一方におきまして、海運融資というもののウェイトが低下しているというふうな傾向があるわけでございまして。そういう点は、先ほど言われたとおり方向をたどっているわけでございまして、今後ともこういう方向が続くものと考えております。

○戸田菊雄君 そうすると、やっぱり一貫して第二次重化学工業中心に今後の投資形態というものを財政的に考えていく、こういう理解でいいんでしょうかね。将来、アメリカ、西ドイツ型というふうなことがあると思ふんですけれども、その辺の二次産業、三次産業の兼ね合いというものはどういふ状況に一体考えているんですかね。その辺ひとつ。

○政府委員(近藤道生君) その辺の国全体としての二次産業、三次産業のウェイトの置き方などにつきましては、あるいは企画庁とか通産省とかから御答弁があるのかもしれませんが、開銀融資自体に限って御答弁申し上げます。開銀融資の場合につきましては、やはり産業中心から次第に生活優先と申しますか、そういう方向に転換しつつあるというのが現状ではなからうか。したがって、先ほど来お話のありました方向にこの数年間かなり転換をしてまいつております。今後ともそういう方向での転換がなされるのではなからうか。ただ、二次、三次という分類から申しますと、先ほど申し上げましたように、たとえば三次産業の中に海運というふうなものが入っておりますので、そういうもののウェイトは減っていく。しかし、それ以外の都市開発とかそういう生活優先的な融資のウェイトはふえて

まいる。それからまた二次産業の中におきまして、先ほど申し上げましたような、公害防止というふうなこと、そういうものが特にウェイトをふやしてまいるというふうな変化があるというふうにお考えをしております。

○戸田菊雄君 これは先ほど大臣が景気見通しの中でおっしゃられたように、今後は必然的に社会資本の充実あるいは福祉的な事業ですね、あるいは公共投資、こういうものを徐々にやっていくれば、従来の景気浮揚型という民間設備型の誘導体制というものが、自然に軌道修正されるというお話でありましたけれども、現に産業構造から見ましても、重化学工業の急成長した、かつ成長テンポの早かった、そういう部門は設備過剰でたいへん困っているんですね。いま、だから、今後の産業構造に対する一つの定着といふんですか、財政投資といふんですか、そういうものをやっていく場合には、従来のパターンをやはり払拭していく、なかなかいけないうんじやないかというふうに考えるんです。そういう面での政策的見通しは大変どう一体考えているのかですね、どうですかその辺。

○国務大臣(水田三喜男君) 産業開発のために、民間金融の補完機関としての開発銀行があるんですから、開発銀行がやはりそういう産業の方向転換や何かを促進する一つの使命を、任務を持つということも言えると思ひます。したがって、いま申し上げたように、絶えず見直して、そうして融資対象をそういう方向に指導していくというふうにすることが、産業政策を変えていくことというふうにこれが役立つということになるだろうと思ひます。そういう意味で、やはり開銀の融資機能ということが私は重要であるというふうに思っております。

○戸田菊雄君 端的に言つて、第三次産業にややウェイトがかぶさっていくような気がするのです。ね、一つは、それからもう一つは、やっぱり大臣が言われましたように、いわゆる非製造部門、た

とえば住宅であるとかレジャー産業あるいは社会開発、こういう形に漸次軌道修正されつついまの現状というものは動いておるんじゃないかと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 大体そういう方向でございます。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、いま政府の態度としては、外貨減らし、抑制の方針で臨んでおると思うんですが、過日通産大臣から、第二外為会計、こういうものを設置をして、一定の備蓄です、資本の備蓄体制を考えてみたかどうか、しかし、これに対して大蔵省としては、全然検討の領域じゃないというようなことで、意見が不調整であつたわけですが、それで結論としては、第二の、何らかの具体策をとらなければいけないだろうということが一致した見解だ、こう聞いておるんですが、はたして第二外為会計はつくらない、大蔵省の考えは別にある、第二のひとつ具体策を講ずる、こういうのですけれども、第二の具体策というものはどういう内容なのか、この辺の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) 外貨の活用対策につきましては、きょうの閣議で一応対外経済緊急対策の推進ということについて、七項目の施策を決定いたしました。その中に、七つの項目のうち第五の項目に、外貨の活用対策ということを書き込みましたが、これは外国為替公認銀行に対する外貨預託を通じて対外債務の取り入れの抑制等を行なうということ。また資源開発等に資するため、外貨資産の多角的活用をはかるということ。それから国際機関に対する資金協力を行なうということ。それから日本輸出入銀行による輸入金融及び海外投資金融を拡充してアンタイドのパンクローンを可能なならしめるような所要の制度改正を行なうということを書き込みましたが、これについての具体的なやり方は、立法事項を伴うものがございますので、これは一兩日中に政府間で検討して、成案を得て、この国会に提案したいということになつておりますが、やはり外貨の活用策として、

短期の債務で得ている外貨でございますので、これを長期に活用するというためには、この円資金をやはり長期化しなければは無理でございますので、そういう点について、一応必要があれば長期的な活用もできるという措置をとりたいということから、いま法律的ないろいろ検討をしておるときでございますので、第二外為をつくるということとは今回考えておりませんが、それと同じように、有効にこれを合理的に活用できる道は開きたいというふうに考えております。

○戸田菊雄君 まあこの問題については、本題と密接に関係はしてないと思いますが、詳しくはあとに譲りたいと思うんですが、ただこのいま一番世界通貨の中で、ドルの信頼性というものは一番低いんじゃないかと思うんですね。そういうものを土台にして、日本の場合は、外貨の蓄積をいまままでやられてきたし、今後も相当なまるといふ状況にあるんじゃないかと思うんですね。ですから、今後の外貨の蓄積の見通しはどういうふうにお考えになつておるのかですね、その辺の見解をひとつ聞きたいと思つてます。

それから四十六年度の海外資産はどのくらいあるのか、その辺の内容についてちょっとお伺いをしておきたいと思つてます。

○国務大臣(水田三喜男君) 今後はできるだけこの外貨の蓄積する原因についての対策を行なつて、対外均衡を確保したいということから、まず第一に、今度の対策のこれは第一項にもございまして、何としてもやはり内需をふやして、そして輸出圧力を減らし、輸入を促進するということが、この外貨をいたずらに蓄積させないこととございまして、この内需を増大する財政政策をさらに一歩進めるといふためには、今年きまつた予算の、特に公共事業の執行促進ということ。それからもう一段の金利政策を金融政策として考えるということ。この二つをきょうはきめたわけでございますが、それとさらに、この民間における外貨の保有の自由化、この投資の自由化というようないくつかの措置、そういうことによつて、この国際

摩擦をできるだけ少なくする措置は、これから、いまでもとつておるところでございますが、さらに一段とこれはとりたいたいと思つてます。同時に、輸出につきましても、特定国に特定商品が集中して、国際摩擦を起こすというようなことを避けるための措置も、今度はこの項目の二項目に入っております。そういうことをやつて、この黒字基調というもののついでに、この合理的な修正を加えたいというふうに考えています。そういたしますと、私はいまこの今後の外貨のふえ方というものは、さき申しました外貨の活用策と並行される場合には、現実的にはふえない。むしろ今後だんだんに減っていくというふうな方向をとるんじゃないかというふうに考えております。

○戸田菊雄君 それからもう一点は、金利問題ですけれども、最近公定歩合をまた下げて、銀行の貸出し金利も一斉に引き下げておる。同時に、少額の貯蓄、ことにこの末端の困つたそういう貧しい人たちが郵便貯金なんかしていく。そういう預金金利を〇・五〇見当引き下げをしていく。こういうことになりまして、いまの政府の年間物価上昇の見通しからいくと、五・三〇ぐらいのそれではおさまらぬと思うんですが、そういう状況になつた。そういう中で、このはるかに物価上昇の見通しよりも低い預金体制を制度上設定をしていくということになると、私はたいへんな国民に対する不安感というか、そういうものが招来してくるんじゃないかと思うんですね、その辺、一体どういうふうに大臣はお考えになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ預金が、国民の最も普遍的な貯蓄手段となつておる現状でございますから、預金金利を引き下げることの影響は非常に大きいものでございまして、昨年来この問題は慎重に考えてまいりまして、昨年までは四回にわたる公定歩合の引き下げをやりまして、預金金利の問題とは無関係にこの金利水準の引き下げを遂行してまいりましたが、今回また日本の金利水準が対外的、国際的に見て高いことは確かだ

ございまして、国際的なこの関係から、また国が福祉政策というものをとつてくる以上は、今後の福祉事業を拡充しようとする限り、現在の高金利というものは、これはやはりある程度直されなければならぬという必要もございまして、そういう点からもう一歩の低金利政策をとりたいたいということから、預金金利との関係をいろいろ検討してみましたが、預金金利の問題を避けて、今回の場合は低金利政策はとれない。もうこの低金利の問題に限度はぶつかつてきているということでございますので、これは私ももうこの問題は踏み切りたいと思つております。と申しますのは、結局物価とよく比較されるんでございまして、やはり物価の若干の上昇があつても、国民の所得が確保され、所得水準が上がることで、やはり国民生活にとって一番重要でございまして、国民の所得水準を上げるというためには、やはりこの国の社会コストが非常に低くなるということによつて、景気を出てまいりますし、これが国民の所得に向かつてくる一つの原因をなすものでございまして、またこの物価の中でも、公共料金その他が問題になつておりますが、これらは御承知のように、ほとんど金利負担から公共料金がやむを得なくなつていくというものが実情でございまして、その金利水準が一段下がることによつて、国民の負担というものは現実的に物価を通じ、料金を通じて下がっていくことははつきりしておりますので、その比較をいたしますと、この預金の金利が若干下がるということ、これによつて回り回つて国民の所得が確保される。そして国民の負担が軽くなるという面等を比較しましたら、政策的にはやはりこれは預金金利の若干の引き下げというものは、このことはやむを得ないというものが私の結論でございまして、今回の場合は、この金利水準の引き下げと同時に、預金金利の引き下げも伴つた措置にしたいと考えて、きょうの閣議でも大体その方針できめたということとでございます。

○戸田菊雄君 方針としては、いま大臣が言われ

たように、大蔵省としてはそういう態度をとっているわけではございませんけれども、何かやはり少額貯蓄制度に対しては、無税対策なんかをとって、いままですそれなりの保護政策というものをとってきたわけですが、そういう方面での保護の対応措置としての特別な考慮というものは行なう考えはないんですか。そういう少額貯蓄の、ほんとうに苦しい——病気になるたとき、二十万、三十万円ほしいということ、苦しいいふから千円だ二千円だと積んでいる、そういう零細貯蓄に対して何か特段の考慮というようなのは考えておられないのですか。そういう見解はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男) やはりこの金利水準を下げることは、国内的にも対外的にも必要であるという必要性に迫られてやる政策でございますから、これを実行する上においては、預金者に対する考慮もいろいろしなければならぬと思っておりますので、これを実現する場合には、いろいろな面においてそういうものの全般的な検討はしたいと思っております。

○戸田菊雄君 それでは開発銀行の改正案に移りたいんですが、第四条の、開発銀行の産業投資特別会計からの資本金二千三百三十九億七千万円、こういうことになっておるわけですが、これも、この資本金は、今後増資の見通しというふうなことはございせんか。当分これでやっというふうな考え方でしょうか。

○国務大臣(水田三喜男) いまのところ、この開発銀行の増資の必要は、私どもないものと思っております。

○戸田菊雄君 この開発銀行の融資状況を資料としていただいたんですが、これを見ますと——四十六年度の主要貸し付け先の状況について、まず事務的に教えていただませんか。エネルギー、産業開発、都市開発、地方開発、その他でけっこうでありますか、その内訳をひとつ発表していただきたい。

○参考人(石原周夫君) ただいまお尋ねになりましたことに当たりますかどうか、四十六年度の

融資の総額四千二百五十一億でございます。そのうち原子力、石油などのエネルギー関係に三百八十九億、海運に千五百三十三億でありまして、情報化促進、電子機械工業高度化、体制整備、国産技術振興、そういうような産業開発の項目に八百四十五億、私鉄の輸送力増強、大都市再開発、流通近代化、そういう都市開発という項目でございますが、六百七十六億、地方開発が六百六十五億、その他が五百二十四億でございますが、そのうち公害防止が二百四十三億ということでありま

す。○戸田菊雄君 各民間の会社別融資体制は発表できませんか。たとえばエネルギーのうち原子力関係二百二十九億はどういう電力会社についているのか。それから石油の場合六十億についているのか。それけれども、これはどういう石油会社についているのか。あるいは海運の場合でも、どういう船会社に融資がいつているのか。これは正式にいえば、資料はいただいておりますが、何かあまり明快なものでないの、民間体制の問題について発表できるかできないか。その辺の見解だけ聞けば、私のほうでは具体的に聞いていきますから……

○参考人(石原周夫君) 電力の関係でやっておりますのは、いわゆる九電力のうちの主たる——これは原子力発電の関係でございますので、原子力発電の関係をやっておりますいわゆる中央三社と申します三社だけでございます。

石油につきましては、これはいわゆる民族系石油企業というものを育成するという政府の御方針がございまして、共同石油という会社を中心にいたしまして、民族系石油の販売並びに精製設備の増強をいたしておるわけでありまして、その系統の会社に出ております。

海運につきましては、御承知のような計画造船という仕組みがございまして、貿易物資の安定輸送という見地から船腹の増強をやっておるわけでございます。このうち中核体と称します集約体制の中心になっております六つの会社がございま

す。六中核体ということをお申すわけでございますが、それを中心にしたしまして融資をいたしておりますのが海運でございます。

あとは、やや目立ったものを申し上げますと、情報化促進ということで先ほど申し上げました八百四十五億の産業開発のうち三百九十億がそれに充てられておるわけでございますが、これは日本電算機株式会社という電算機のレンタル業務をいたしております全体の電算機の開発促進のために融資をいたしておりますものがそれでございます。

あと大口のものについて申し上げますと、私鉄の輸送力増強でございますが、これも先ほど申し上げました全体が六百七十六億という都市開発のうち、三百四十四億が私鉄の輸送力増強でございますが、これは関東及び関西におきます私鉄が、都市乗り入れあるいは安全工事、あるいは一般の輸送力増強、そういうようなことに充てます関東及び関西におきます私鉄各社、それが対象でございます。

大まなものについて申し上げますと、そういうことでございまして。

○戸田菊雄君 これを見ますと、この税制、金融各般にわたって大企業というものは至れり尽くせりの保護政策がとられておることは明らかです。たとえばエネルギーの原子力関係二百二十九億、これは四十六年度の実績です。四十七年度はエネルギー総体で六百七十七億ですね。ですから三百八十九億の約四割強ぐらいになっているわけですが、これも、四十七年度のこれからの融資計画は、それからさらに上回っていくわけだろうと思っておりますが、この電力関係の原子力等について科学技術審議会が全国的に二十一カ所設定をする。ことに東北関係が多いのでありますけれども、そういうところは今後やはり全体としてこの融資計画の中に入れていく、こういう考えでしょうか。その辺の見解はどうですか。もちろん当該会社から申し入れがなければそれは貸し付けすることはできないのでありますけれども、そういうものに対して

ては今後計画的に科学技術庁あたりでもってやっいていけるわけですが、そういうものと、何か融資計画についてはいろいろ相談をして、それでやっておられるんでしょうか。その辺はどうですか。

○参考人(石原周夫君) 電力の融資につきましては、昭和三十八年度でございますか、一般の石油火力というものが、現在の火力発電の中心でございますが、それに対しまして融資を打ち切りました。

それから、従来ございました重電機延べ払いと申します電力会社の大型の発電機、これの国産化という趣旨によりまして、延べ払い融資をやっておったのであります。これも四十六年度をもって打ち切りました。

石炭をたきます石炭火力への融資もやっておったのであります。これも四十五年度をもって打ち切りました。

したがって、今日残っておりますのは、ただいま御指摘の原子力発電でございますが、これはただいまお話をいたしましたように、各地におきまして原子力発電の計画がございまして。

ただ、一点申し上げておきますが、原子力発電もだいたいレベルに乗ってまいったものでありますから、四十七年度からタービンジェネレーターと申します、水蒸気を発生いたしました以後の発電をいたしますそれは融資対象から除きまして、水蒸気を発生いたしますまでの段階、濃縮ウランを使いまして、その熱によりまして水蒸気をつくるわけでありまして、その段階までの融資にいたしまして、タービンジェネレーターというそれから以後の段階の部分は、融資対象からはずしたわけでございます。と同時に、従来六分五厘の融資をいたしておりましたが、それを七分に四十七年度の新規から切り上げることにいたしました。

そういうような措置をいたしまして、原子力発電、お話になりますように今後ふえてまいるかと思っておりますが、開発銀行といたしまし

て、融資対象をできるだけ上げようという意、また金利もある程度引き上げを行なうということをやっておるわけでありませう。

なお、御指摘のございました昭和四十六年度三百七十四億が六百七十七億にふえておるわけでありませう。これは原子力発電がふえたのみでなく、ガスの会社におきまして無公害エネルギーということで、LNG、輸入天然ガスを使うわけでありませう。この輸入いたしましたものを液化をいたしましたして、ガスに混入をいたします、そういう関係の装置及びそれと関連いたしました東京、大阪の両大都市圏におきまして、特定導管という一種の大口径ガスパイプを用いまして、それによるガスの供給をいたします。そういうようなものが新しく加わりました関係で、御指摘のようにふえておる、こういうふうに御承知をいただきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 もちろん私も今後のエネルギーというものは多分に原子力関係にいくだろうと思ひます。ですから、そういう意味では、わが党の方針としては、民主、公開、安全、こういうものを基本土台にして、そういう範囲内で整備をするならばという条件があるわけですが、それから、当然大量の金の投資が必要となるわけですから、一定の融資は当然あり得るだろうと思ひます。しかし、こう見ますと、ことさら開発銀行から融資しなくても、一般市中銀行からでもやってくれるような成長産業であることは間違いないですね。だから、そういうものに対する融資というものは、どうなんでしょう、やはり現段階では必要だということ考へてしょうか。

○参考人(石原周夫君) 先ほども申し上げましたように、昭和三十八年度以降、従来一般の民間金融に譲り得るものは引き続き譲りまして、開発銀行融資対象をずつと上げてまいっておるわけでありませう。と同時に、原子力発電につきましても、先ほど申し上げましたように、タービンジェネレーターというような通常設備とあまり違わないようなものは、融資対象からははずすという

ようなことでやったわけでありませう。したがって、残り残した部分は、一次系と申しますか、核燃料を使いまして、水蒸気を発生するまでの段階、これはまだ非常に技術進歩の途上にもありませう。ものでございませうし、しかもだんだん大型化をいたしているわけでありませう。したがって、そういう意味での国産化要請というものの一番むずかしい、しかもやらなければならないという問題でございませうので、こういうものに対象をしぼりまして、開発銀行が財政融資によりまして、そういうようなことの奨励と申しますか、開発銀行法のことばを用いますと、奨励ということになります。が、そういうような誘導的な役割りを果たしてまいるといふことにいたしておるわけでありませう。ただいま御指摘のございましたように、対象で民間の融資に切りかえられるものは従来もはずしてまいりましたし、今後も当然そういう方針でやるわけにございませう。

○戸田菊雄君 一応そういうふうに配慮して十分選択をして融資をする、こういう趣旨のようですから、それは承知しますが、ただ、全部資料を見まして、エネルギー関係、石油にしてもそうですね、それから海運にしてもそうですね。そういう産業開発の各般の項目を見ても、全く大企業、メーカー、そういう会社ばかりなんです。で、こういうものについて相当、総額において四十六年度に四千二百五十一億やっておいて、この場合ですと四千七百三十億の融資計画になっておるわけですね。だから、いづれにしても増資傾向にあることは間違いない、来年はもっとふえるだろうと思ひます。だから、そういう形で考へてみますと、大臣がさっき景気浮揚政策の中で答弁されたように、資本投資、そういう景気浮揚の産業構造の視点というものをどこに置くかという、できるだけ社会資本の充実、住宅とか、そういうことをやっておくという、そういうといった開発銀行の融資態様というものは全くこれは従来のものと変わらぬのです。だから、これはたして軌道修正と言へるのかどうかですね。

大臣、この融資状況を見て、どう一体お考えになるでしょうか、大臣の考へている方向と、現実に行なわれ、あるいは四十七年度の、今後の融資計画にもこういうケースが必ずくるだろうと思ひます。こういう問題について一体どうお考えになつておるか。

それからもう一つは、情報化促進の中で、A社、J E C C、電算機三百九十億、これはいかかでしょうか。これはアメリカとの合弁会社じゃないですか。違いますか。その辺の見解をひとつお聞かせ願ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) いまの問題ですが、大企業への融資というものは、現在ウェーがどんどん減つておりました、たとえば電力向けの融資一つとてみますと、昭和二十九年度が五八・八%という比率であったものが、四十七年度の計画ではもう六・七%へ低下するといふふうに、開発銀行の融資は、さっき私が申しました方向に年々対象が動いているというところは事実でございませう。いまこの動向は、政府がさっき申しましたような考えと離れているものではなく、大体これに沿っている方向であるといふふうに私は考へます。

○参考人(石原周夫君) ただいまのお尋ねの後段でございませうが、電算機のJ E C Cと書いてございませうのは、これは日本電算機株式会社というものの略語でございませう。これはいま国産の電算機をつくつておる会社が六社ございませうが、それが電算機を売りますというときに、御承知のようにIBMという非常に大きな会社がございませう。これがレンタル制度という、売るのはなくして、貸し付けて、それで貸し付け料を取るといふ仕組みをやっておるわけにございませう。したがって、国産の電算機といたしましては、同じような貸し付け制度でございませうと、売り切りという制度ではまずこれに対抗できないものでございませうから、これは何年前でございませうか、七、八年前であるかと思ひますが、そういうような共同の買い取りをいたしまして、それを貸し付けをいたします会社をつくりまして、それが国産電算機の買い取りをいたし、需要家に貸し付けるという制度をとりまして、IBMに対します對抗手段をとったわけにございませう。したがって、この日本電算機という会社は、国産の電算機を買い取ります資金が要ります。それが何年かの貸し付け料になって入ってくるわけにございませうが、電算機の需要がふえているものでありますから、その意味ではこれは一種の長期運転資金みたいなものにはなるわけにございませうけれども、形をいたしましては、電子計算機の設備に對します融資になります。そういうような形で、国産の電子計算機産業というものを育成いたしますためにとております最も中核的な手段に相なつておるわけでありませう。したがって、お尋ねのよう

な外国のほうの電算機の関係は一切ございませう。

○戸田菊雄君 それから「大都市再開発」、この都市開発の項目があるんですけれども、これは主としてガス、鉄鋼ですね。あえて社会資本と目されるのは不動産の森永開発、こういうものが載つておるようですね。これはいまやはり土地高騰等の関係から、相当融資関係でも私は考へていかなければいけないんじゃないかと思ひますが、ことに、最近不動産に対する融資対象というものが非常に大きい、あるいは第二次重化学工業であつても、利潤選好でもってそういう不動産に――土地を買つたり住宅造成、そういうものに急激に転化している会社が非常に多いんですね。同時に、それに対する融資も政府も考へていろいろやっています。だから膨大な利潤をもうけているわけですね。そうしてそういう産業がいま非常に成長している。こういうことは、各般の土地政策、あるいは貸し持ち家制度でもって住宅を建て、そういう人たちのたいへんな圧迫になつておるわけですね。融資面から私には相当検討していかなければいけないんじゃないかと思ひます。これは森永開発というのはいくつあるところに使われるんでしょうか。内容をひとつお伺ひした

いと思うんです。

それからもう一つは、流通近代化の七十四億円の内容を見ましても、若干、流通センターに二十三億円融資することになっておりますけれども、あとは倉庫設置ですね、確かに倉庫も物資保

発という意味合いからするにわゆる融資という役割りは、全く特定のものだけにいつてしまふ。もう少し幅を広げてはどうなのか、そういう考えを持つてすけれども、その辺の考えは一体どう考えられておるか。

そういうような形で都市構想というものが増進されるような対策をとるとというのが、現在建設省でやっておられます都市対策であります。そのうちの一つでございます。御指摘のございました点は、これは田町の駅前というのは非常に、御

うな新しい倉庫の貨物の取り扱い手法を持っておるわけでございますから、そういう意味で、ある程度の新しい技術を使った倉庫ということにも相なるわけでございます。

それから公害防止の点について御指摘がござい

そういうような形で都市構想というものが増進されるような対策をとるとというのが、現在建設省でやっておられます都市対策であります。そのうちの一つでございます。御指摘のございました点は、これは田町の駅前というのは非常に、御

うな新しい倉庫の貨物の取り扱い手法を持っておるわけでございますから、そういう意味で、ある程度の新しい技術を使った倉庫ということにも相なるわけでございます。

それから公害防止の点について御指摘がござい

そういうような形で都市構想というものが増進されるような対策をとるとというのが、現在建設省でやっておられます都市対策であります。そのうちの一つでございます。御指摘のございました点は、これは田町の駅前というのは非常に、御

うな新しい倉庫の貨物の取り扱い手法を持っておるわけでございますから、そういう意味で、ある程度の新しい技術を使った倉庫ということにも相なるわけでございます。

それから公害防止の点について御指摘がござい

何がしかの融資を一つの会社にと落としていくと、それに大蔵省のやめた方が全部融資と結びついて人事運用がなされておる。これは衆議院でもいろいろあったようでありますけれども、どうも原則

としては私は全廃すべきだと思うのですが、そこまで現実的じゃないとすれば、やはり三割程度まで、衆議院段階でいろいろやられておりますが、その辺まで落とすのがいいんじゃないか。あととはははは、そう思うのですが、そういうふうな運用上いろいろあると思うのですが、そういうふうな面に対しての天下り人事の運用等の問題についてどうお考えか。ひとつその辺の見解を聞いて、私は時間もありませんからこれで終わります。

○国務大臣(水田三喜男君)　むつ小川原の計画については、これはできるだけ早くはつきりした計画を立てたいと思います。

それから、地域開発の金利についての御要望がございましたが、これは御承知のように、これ一つの問題ではなくて、政策金利の問題が実に複雑多岐になっております。それというのも、やはり基本的な金利水準というものが過去において高かったためのいろいろな現象であると思われましますので、今回この金利水準をもう一段下げるといふので、今回の金利水準をもう一段下げるといふ問題の政府の作業と関連して、全面的にこういう問題の

再検討をしたいと考えます。

それから、借り入れ限度の二十倍という問題ですが、これは御承知のとおり、開発銀行は見返り資金を承継して資本金としましたので、最初から資本金が非常に大きかったために、貸し出し金額のほうが非常に少なかったというようなことから、ほとんどこの借り入れ限度を何倍にしたらいいかという問題が当初長い間起こらなかった。こういうような特別の事情がありますために、今度借り入れ限度を広げる必要が出てきたたびごとに、一倍ずつこれを広げてきたということから、前回五倍から六倍にするときに、あまりにこればかりいいじゃないか、もっとしっかり根本的な検討をするようにといういろんな御批判を受けましたので、今回それを二十倍ということにしましたのでございますが、これは何倍にしたらいいかとい

う、正直なところ、この理論的根拠というものはございせんが、いま民間におきます長期信用銀行、農中、商中というところ、政府の北東公庫とか、そのほか政府機関におきましても、大体この資本金の二十倍を借り入れの限度とする、こゝろが健全というふうなことにいままでなっておりますので、もう基準は、これ一つしか、大体基準と見られるべきものはないということになりますと、これを十倍にしているのか、十五倍にしているのか、実際にいへばこの根拠がございせんので、この際、限度をはっきり必要に迫られたら倍ごとに倍ずつ上げるなどということでないというふうなことにしますと、いまある基準の二倍と二倍とすることがやっぱりいいじゃないかと、根拠——根拠といふと、唯一のこれが根拠であるということから、二十倍にしたんでございせんが、これは借り入れ限度であつて、現実にはそうなるというわけではございせんが、二十倍になるという計算をしますと、二十年くらい先の話になるかと思ひますが、しかし、限度としてきめるとすれば、ほかに基準がございせんので、こういうふうにしたというだけのこととございせん。

それから人事の問題は、開発の天下り人事が最近いろいろ問題になりましたが、今後は、この問題については十分考えた人事を行なうということで、過日衆議院におきましても、いろんな附帯決議がなされたときに、政府側もまた開発銀行總裁も、この点について国会に対して所信を述べたという次第になっておりますので、今後、この融資の公正が疑われるようなことのないように、これは公共機関でございまして、十分気をつけたいと思ひます。

○鈴木一弘君 初めに、ちょっと関連が離れてしまふのですが、例の対外緊急対策の七項目のことですが、この中に、減税の項目は、大蔵大臣、入っておりますか。けさ決定された七項目の中に、減税の項目は……。

○国務大臣(水田三喜男君) 減税の項目はございせん。

○鈴木一弘君 そこで、これは経企庁のほうの当初の柱の中には、金融政策とか、外貨の活用、もう一つが、減税といふことが、所得減税といふことが掲げられていた。ここにきて、七項目の中から減税が抜けてきた。これはどういふ理由によるものでございせんか。それを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 財政政策については、御承知のように、今度新しい予算の中にこれを実現してございまして、この予算が動き出せば、国が景気対策に対する措置及び国民福祉の向上をはかるという措置がおのずからとられたという事になります。で、その中には、大型国債の発行とか、あるいは減税といふようなことが盛り込まれておるのが今度の予算でございまして、この予算がいま通つたときでございまして、それを前提として当面をやるかといふことになりまして、きまつた予算の執行において、公共事業等の繰り上げ施行を特に推進するというようなこと。それから財政政策以外の金融政策が今回の措置においてはまだ検討の余地があつたものでございまして、これを検討した結果、新しい金融政策もここでとるといふことをきめたわけとございまして、もう公共投資をふやすとかどうとかいふようなもの、減税をどうするといふようなものは、本年度の予算の通過によつて一応政府としては、これはもうこの政策が現在動き出しておりますといふことを前提とした措置でございまして、その問題には触れなかつたといふことでございせん。

○鈴木一弘君 大臣も御承知と思ひますが、OECDでいわれていることは、国際通貨情勢の最大の焦点が、日本の貿易収支の黒字といふことになつてきておるわけですね。これが先月下旬に行なわれた経済政策委員会の日本批判の中に、今年上期の加盟国の経常収支は年率で八十五億ドルの黒字が見込まれてゐる。しかしそのうち七十一億ドルは日本の黒字である。一方アメリカのほうの赤字が三十四億ドルにのぼるだらうといふ見通し

が明らかにされております。したがつて問題は、日本とアメリカとの間にあります。日本はそれなれば景気浮揚策をとつて黒字を縮小するべきだ、そのためには大幅減税をやるべきである、こういうことがOECDの経済政策委員会の中においては、そういう意見が各国から表明されてきておる。いまの大臣の答弁は、今回はすでになつてゐるということですが、それは昨年の年度内減税から始まつたことでありまして、あらためてということになると、これに対する受けとめ方としては、ちよつと私は異なつた感覚じゃないかという感じがするのですけれども、その点はどういふふうにお受けとめになつておられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 財政政策はもちろん今後さらに考えるべき問題でございせんが、これは御承知のように、八月に各省の概算要求が出されることになつておるもので、来年度の予算編成をどうしようかといふことは、今年の八月から始まる問題でございせんが、それと付随して、減税政策に国民負担の問題といふものも同時に検討されなければならぬ問題でございまして、そういう問題は、当然来年度の予算編成のときに具現すべきものだといふふうに私は考へておるもので、今年度の財政政策はいますぐ出さなければならぬので、今後の問題としてはこれから検討すべき問題だといふふうに考へております。

○鈴木一弘君 いま大臣のおっしゃつておることでもわからないわけではないのですけれども、はっきりと衆議院の段階で年度内減税もあり得るといふ答弁もあつたわけですね。そういうことから見て、それから先ほどの御答弁等聞いておると、景気に対する見方が一応底固めが終つたという話でしたが、これは私開銀からいただいたのですが、日本開発銀行の、四十六、四十七年度設備投資計画の調査、この調査非常に権威があるわけですね。これを見ましても、四十六年度に引き続いて大きくいわれる四十七年度の設備投資計画は減少するといふことが出ておる。一方設備投資の

資金の問題について見ましても、やはり同じようにいわれる内部留保といふんですか、内部資金中心の資金調達になつてきておる。また上期、下期別の動向を見ましても、連続していわゆる設備投資動向が下がつてくるという見通しがこの調査ではつきり出てゐる。そうすると、そういうふうな経済構造といふものは変わつてゐる、そういうことが一つ浮き彫りにされておるもので、そうなりますと、これから先、設備投資で景気の回復をはかるということは、いままでのようにそういふものに望みを託すわけにいかないんじゃないか、そういうふうに考へるわけですね。そうすると、どうしても財政支出あるいは個人消費の増大ということしかないわけですね。個人消費支出は、その点ではどうしても私は賃金上昇だけじゃなくて、所得減税といふことを、これは各国から指摘されるまでもなく、わが国もやらなければ実りあるものにならないんじゃないか。やはりどうしても年度内減税といふものが、これも小幅度ではなく大幅に行なつて、何かしかるべき態度を示さないと、せつかく七項目をつくつて、OECDの閣僚理事會に政府代表が行かれました、実のなにもないやつてくる心配があると思ひます。国内的に見ても、私はやはりそういう景気の問題等から、どうしても年度内大幅減税をやらなければならぬんじゃないかといふ感じがするのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 減税問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

○鈴木一弘君 減税の問題は、当然これは検討いたします。で、低金利政策といふことと、減税といふことと、それから社会保障給付の拡大といふこと、こういうものが全部関連して景気浮揚に寄与する問題でございまして、一連の問題としてこれは十分検討するつもりでございまして、ただ、いままでお約束できなかったことは、来年度の予算として検討はしておりますが、これは何カ月繰り上げることが可能になるかといふような問題につきましても、これからの経済の動き方によつてございまして、これがどういふ動きを示すかによつて、国の財政の動きも変

の建設事業を行なう者に対して、大臣の認可のもとに必要な資金の出資をするというのがあったわけです。で、いまもこれはむつ小川原ですから、北東公庫の問題になりますけれども、あのよう

実は挫折をしている。北関東を見ると、現在の水戸の射爆場の返還に伴って、あの射爆場を北関東総合開発の一環にして、いわゆる流通のための港にしたい、あるいは開発に対処したいと。そうなると、現地としては、私どもはあのところは非常にとその点感心しないと思います。いろいろな大蔵省

の方に來ていただいてこの法律に対して話を聞いても、私はいまやもう大規模な工業基地というようなものの考え方はおかしいんじゃないかということ、また産業開発の程度が低いという基準の問題もございます。あるいは「振興を促進する必要がある」という「必要」とは何かということが

ありま。日本にゆかりが全部沿岸地域にあるのは内陸に至るまでが工業地域になったのでは話にならない。そうでなくとも、もう公害の問題でまいいているんですから、こういうところでは対して「大規模な」ということはおかしいのではないかと思います。いろいろな聞いてみたんですけれども、産業の配置を、京浜と小京阪の工業地域から再記

置をするということが一つのねらいであるといふことがあつたわけです。それじゃ業務方法書の中にそういうものがうたわれているかというと、全然うたわれないで、法律案のまま載っているんですね。そういう点で、私も非常にその点が納得しかねるものがあつて、大蔵省と開銀と両方に私

は申し上げて、何といつてもそういうことが必要ならば、この法律の冒頭にはつきりと産業の再配置のためにということを入れてほしい。そうでなければ、やはり無制限な日本の国内の開発という、全体がそういうような傾向になってくる心配がある。それだけには何か歯どめをしておかなければ、

ればならぬ。いろいろ計画じゃなくて、何というんですか、認定の基準案というものを見ますと、その中で「出資対象地域の範囲」というものをこれはいただきました。「中国、四国及び九州地方

の全域」「関東地方のうち、首都圏整備法にいう既成市街地及び近郊整備地帯を除く地域」あるいは「近畿地方のうち、近畿圏整備法にいう既成都市区域及び近郊整備区域を除く地域」云々と、そうなっています。そうすると、これも全域ということ、対象地域が「産業の開発の程度が低く」とかなんとかという問題とは全然違ってくるわけですから、これは私ははっきりと産業の再配置なら再配置ということで、そういうことをしつかりうたった上で、これはするべきじゃないかというのを強く要求もするし、またそういうふうな法案を改正してもらいたいというお話をしているんですけども、その点はいかがでありますか。大臣、お伺いしたいと思うのでございます。

○政府委員(近藤道生君) 開銀の大規模工業地帯に対する出資、その範囲をできるだけしぼるべきではないかという御趣旨は、私もそのとおりと考えております。ただいまお触れになりました開銀自体の基盤案、これはただいま述べられましたとおり「中国、四国及び九州地方の全域」とか、「関東地方のうち、首都圏整備法にいう既成市街地及び近郊整備地帯を除く地域」とかいうようなことで、要するに全国のうち三大都市圏と、北東公庫の管轄対象地域を除いたものという形にはなっておりますが、ただ、ただいまお述べになりました全くそういう趣旨で、今回の出資対象地域を含めまして大蔵大臣の認可事項というところになっておりますので、大蔵大臣の認可の際には、十分にいまお述べになりました御趣旨を踏まえた認可が行なわれることにならうかと存じます。が、なおもっと厳密に政令等で定めるべきではないかという御意見でございますが、開銀の業務運営につきましても、従来からこまかい点には介入せずに、開銀の判断によりまして具体的な融資の措置をきめるといって体制をとっておりますので、政令で縛るというよりは、ひとつ今度の出資のような場合には、特に重要な事項でございまして、そのつど具体的なケースに即しまして

認可の際に縛るということがより適切ではなからうかということでも認可事項にいたしておる次第でございします。

○鈴木一弘君 認定の基準の案のほうならある程度いいですが、私は問題は、やはり業務方法書の改訂案というものをいただいたんですが、この冒頭に、法律のままを全文を載せて「出資機能を追加する。」が入れてありますけれども、法律の全部じゃなくて、このところへ産業の再配置ということが必要であればそういうことを持ち込んでもらいたいですね。その辺のところのあればできないものか、それはぜひやってもらいたい。

○政府委員(近藤道生君) 開銀の業務方法書の改訂の案につきましては、なお開銀銀行と相談の上、ただいまのような御趣旨を十分入れるように考えたいと存じます。

○栗林卓司君 日本開発銀行が設立当初の目的から環境も変わってまいりまして、見直しの時期がきた、これが今回の改正の理由の大きな一つだと思ひます。そこで、開銀銀行の役割りをどう見ていったらいいだろうか、こんなところを二、三お伺いしてみたいと思うのですが、一つ電力に例をとりますと、電力については当初政策目的をもって融資をされてきた、しかし、体制も整備されてきたんで、六分五厘を七分に引き上げる、あるいは民間の資金に徐々に移されていくのだという趣旨の御説明が総裁のほうからございました。ところが、一方では電力料金の値上げということが定議されております。そういったものを結びつけてみて、開発銀行の役割りというのは、どう考えていったらいいだろうか、この点はいかがでしようか。

○参考人(石原周夫君) ただいまお話がございましたその電力料金という問題があるように私承知をいたしておるわけでございます。私も低利と申しますか、六分五厘従来融資をいたして、いってまいります。それは電力料金が上がらないようにするというのを申ししますには、いささか全体の投資額の割合が小さそうですから、私ども

もののほうの融資の金利で、電力料金の抑制をするのだということをお願いするわけでもございせん。ただししかしながら、私もいままでも、先ほども申し上げましたように、誘導効果というようにものを申ししますのは、やはり今後の重点というものを、原子力発電に置かれるわけで、その中で技術開発の余地が相当あって、今後いろいろなことにつきましても、やはり財政資金で誘導してまいらうという問題だろかと思ひます。六分五厘を七分に引き上げましたのも、まあそういうふうな大きな見方ではありますけれども、だんだん原子力発電問題も幾つかやってみようか、もう少しともまあ定着をいたしたと申ししますか、そういうことでもございしますし、大型化も進行いたしておるわけでございしますから、この際六分五厘という最優遇金利と申しますか、それを七分まで上げたかどうか、そういうことを申しておるわけでもございします。したがって、私もものほうの融資と、電力料金との関係は直接にはあるわけではございせん。まあただそういうことで、今後原子力発電を進めてまいります上に、ある誘導的な効果が生まれるであろう、こういうふうにお考えをいたしたいと思ひます。

○栗林卓司君 その御説明もわかるわけですけれども、開発銀行も含めて大きな国の政策なんだという見方をすると、その政策の整合性というものは、はたしてどうなんだろうかという疑問がやはり残るんですけれども、この辺の見方というものは大蔵大臣とするとどういううあいに整理をされてお考えになるわけですか。というのには、電力事業というものを言いますと、それは事業みずからの努力で当然おやりなさい、国として助成が必要ない部分はやがてみずからの努力で補っていきなさい、これはそのとおりだと思ひます。ところが、片方では電力事業の公共性を裏側に持ちながら、電力料金値上げというものが持ち出されてくる。そういうものを政策としてどう見ていったらいいんだ、答えとして、電力事業を担当している者が、

みずからの努力すべき分野なのだと切り切ってしまうのかどうか、あるいは含めて政策の整合性というものを考えていくのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 電力事業に対する資金は、もう昔と違って、開発銀行が担当する部門というものは非常に比重が軽くなっておりまして、したがって、いま総裁からも話がございまして、たように、開発銀行の金利でこの問題の解決をどうこうするということはもう不可能で、別個の対策からこの問題は考えるべきことじゃないかというふうな思ひをしております。

○栗林卓司君 深くはお伺いしませんが、ただいまいただいた資料によりますと、電力事業の設備新規投資の約一割は開銀でまかなっているわけですから、決してそんな少ない比率ではないように思ひます。

まあそれはそれとして、同じように開発銀行をどう見たらいいんだろかというのを聞いてお伺いしたいんですけれども、昭和四十六年度の融資の中身を見ますと、何といても大抵は海運関係で千五百五十三億、その次に私鉄関係が三百四十四億、電子計算機関係が先ほども御説明がございましたように三百九十億、電力関係が二百二十九億、石油が百六十億、公害防止事業団に対して融資をしますものが二百四十三億、これを全部足しますと二千五百十九億、開発銀行の融資総額四千二百五十一億の中の約六割を占めます。で、お伺いしたいのは、海運にしても私鉄にしても、電子計算機にしても電力、石油、公害防止事業団融資にしても、それぞれ今後減らしていくという見込みはあまり立たない、実際問題とすると減らしていくという見通しが立たなくて、むしろ開銀融資というものが、その事業の当然不可欠な部分として織り込まれていってしまうのではないかと。そうなりますと、開銀の融資というものは、実は六割はもうひもつきであって、残り四割をどう使うかと、まあこういうことになってしまふんではないか。で、とりわけ海運が一番象徴的だと思ひんで

すけれども、海運がかかっている業界のむすかしから考えて、開銀融資というものを取り払ってしまったら、業界がいよいよ一そう困難なことになる。まあそれぞれをとりつめても同じことだと思えます。そうすると六割ぐらいが大体ひもつき融資になってしまふ、残り四割をどうやって現状さばっていくかと、こういうことになってくるんではないか、お答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(石原周夫君) たいだいお話がございましたが、先ほどこれは大蔵大臣からお答えいただいたわけでございますけれども、私どもの銀行ができて十年ぐらいたの間には、五割八分という割合が電力に融資された時期がございます。先ほど申し上げましたように、三十八年で石油火力というものを融資対象からはずしたものでございますから、それ以後はずっと割合が落ちてまいりました。実は電力会社に対しましては、昨年あたりから原子力発電がふえてまいりましたのでややふえておりますけれども、過去四、五年を通じてみますとほとんど残高がかわらないという状況でございます。したがって、残高ベースで見ますと、まだ電力は非常に長期融資が多いものでございますから、ウエートが多いのでございますけれども、私どもの融資の中におきますウエートというものは、最近におきましては急速に減退をいたしてきておる。ただ原子力発電というものは、今後相当の期間にわたります電力の投資の有力な部分をなすと思われまして、現在、先ほど申し上げましたように、融資対象を整理するというようなことをいたしておりますけれども、なおふえてまいれる可能性はございます。ただ全体のふえ方がどうなるかということによりまして、シエアから申しますと、ふえるというようなことは大体ないんではないかという感じで申し上げておるわけでありま。

海運は、これも四十年代の初めの大量建造というものが始まりました時期には、海運だけで私どもの融資の四割を占めていた時期がございます。それが現在では二五・九%——二六%ぐらに減少いたしてきておるわけでございます。今後におきまする海運政策のやり方でございますが、これはまた政府のおきめになりますことで、私の申し上げることはなにも思ひますけれども、しかし、一応現在をきまっております四十六年度から五十年に至ります長期計画がございまして、それをもちまして、おそろくシエアは、かつて四割から二割六分まで下がったほどの急なシエアダウンになるとは思ひませんが、シエアは減少の傾向にあるかというふうなことを考えるわけでございます。最近までいろいろ都市開発とかあるいは公害防止とか、技術開発とかいうような新しい仕事をだんだんふやしてまいりましたが、その財源は、何と申しましても政府の借入れ金をふやしたことによるものでございまして、同時に内部的には、海運あたりのシエアダウンが当相大きくこの財源になっておるのだということでありま。

電子計算機につきましては、これは最近急速に情報化産業の関係でたいへん伸びてきたわけでありま。今後どういふふうになりますか。ちよつとまた今後の景気回復にもよると思ひますので簡単に申せないと思ひますが、過去に伸びたような情勢で今後引き続き、先ほどの日本電子計算機株式会社というものが買い取り、レンタルをいたします。その資金がそうふえるという状況では現在のところないわけでございます。

それから、都市開発の私鉄の関係は、これはまだ大都市圏におきまする交通問題はたいへんな問題でございますので、輸送力増強、都心乗り入れ、あるいはニュータウンあたりに対します新線というふうな問題は、これはまだまだ出てくると思ひますから、これはごらんをいただいたかと思ひますが、私どもの全国銀行ベース、それに對します融資割合から見まして、数年前に比しましてふえてくる唯一のものでございまして、このほうはまだ増加の趨勢にあるのじやないかというふうな考えますが、いま御指摘のござい

ました大きい項目について申し上げますと、大体そんなことだというふうな考えております。

○栗林卓司君 いまの御説明、一言で言つてしましますと、従来からの海運にしても、あるいは電力でもそう、そういう融資については絶対額も含めて減少の傾向にいくであらう、あるいはそういうお話をございするから、そのお答えをそのまゝ受け取ると、借入れ金の限度額を引き上げる理由というものはそこからは出てこない、そう理解してよろしいですか。

○参考人(石原周夫君) たいだい約六割を占めます私どものほうの融資額の大きなものについてお尋ねがございましたので、そういうことを申し上げた。その中でも、私鉄あたりは今後もなおふえるものではなからうかというのを申し上げたのであります。一つは、私鉄は、私どもが都市開発の借入れの半分かちよつと弱でございますが、それ以外の街区整備でございますとか、流通の問題でございますとか、あるいはニュータウンその他の宅地開発の問題でございますとか、こういう問題は大体都市問題でございますから、これは今後ふえてまいる傾向にあるかと存じます。

公害防止というものの、これも最近ふえておる項目でございますけれども、これもまたおとと、去年、ことしというふうな、非常な勢いでふえておるわけでありま。本年度も実は融資の見当をいまつけておりますが、公害防止につきましては相当大きな融資の要請がございまして、

なお、技術開発という項目がございまして、これは私どもの最近において伸びております一つの項目でございますけれども、これもまた非常にふえてきておりますし、今後ふえてまいれるのじやないか。なにかんずく産業技術の問題だけじやございませんで、環境の関係であれ、公害の関係であれ、あるいは無公害工程と申しますか、公害害そのものが出ないような工程、そういうような問題もございまして、そういうような、いわば社会開発的な問題、こういうような問題は、今後に

おいていろいろ伸びてまいれると思ひますので、私が申し上げましたのは、海運の関係であるとか、あるいは電力の関係であるとか、電力も、先ほどもちよつと申し上げましたように、ガスあたりは、実は天然ガスに転換をいたしますために、本年度非常に金額が伸びてきておるわけでありまして、エネルギーの中でも、たとえば電力はそれほど伸びないけれども、ガスのように、最近になって鈍化してきたものがまたどんどん伸びていかなければならないというものもありますから、全体として、私が申し上げましたのは、シエアが落ちるだらうというのを申し上げたわけはございまして、幾つか御指摘ございました項目のうちで、こういうものは少なくともシエアダウンであらう、こういうことを申し上げたわけでございます。

○栗林卓司君 時間が来てしまいましたので、この一問で終わります。簡潔にお答えをいただきましたと思ひます。

三十三年の四月から、限度額の引き上げが逐年行なわれてまいりました。それ以降融資額が伸びた顯著なものを項目で拾つてみますと、海運、石油、技術開発、体制整備、私鉄、公害防止、地域開発、で、今回は、二十倍に——それは、まあ十倍か十五倍かわからないというお話はございすけれども——限度額の引き上げが御提案になっております。したがって、ふえるかもしれぬということではなくて、現在の融資規模を、一体それぞれについて、特に大きいものは、現状の何倍くらいにふえると踏んでおられるのですか。その額というものは、なまじかな額ではございませんから、よほどしつかりした事業主体でなければ、これはできません。それを含めて、どんな展望をお持ちになつておられるのか。これを簡潔にお伺いして終わりたいと思ひます。

○参考人(石原周夫君) これは銀行局のほうからあるいはお答えをいただくこともしれませんが、先ほど大臣からも御説明ございましたように、倍率の点は、財務の健全性と申しますか、

そういうところから、ほかの立法例に一つの目安を立ててやっておられるわけでありますから、先ほども大臣からもお話しがありましたように、相当長期にわたるものでございしますので、実は政府の経済計画でもそういう長いものはございせん。したがって、私どものほうは、いま御指摘のございました科学技術でどれだけ伸びるか、都市開発でどれだけ伸びるか、地域開発でどれだけ伸びるかというふうな、非常に長期にわたる数字をもちまして、その数字が二十倍に当たるということでも申し上げているのではありません。ただ、私が申し上げているのは、社会開発的な項目、それから先ほども申し上げましたように、地域開発という項目がございまして、これは、先ほどもちょっと御意見がございましたように、産業の再配置ということでございますから、これは地域開発というものに非常に大きな役割を持つものかと思ひます。その結果、これは何%何%ということ、その結果が、こういう数字になっているという背景で、伸びているというわけではございせん。したがって、今後において、そういうものは相当伸びるであろうから、所要額はふえるであろうという見通しは私も持つておりますが、いま果林委員のお尋ねのような、何で何%伸びるという数字をもとにいたしましたか、二十倍になるという数字に相なっておりますわけではございせん。

○栗林卓司君 事業主体について、特に捕捉がございしますか。それだけの資金を特にこの事業主体に、あるいは企業に、地方自治体にするということについての展望をお持ちになっておりますか。

○参考人(石原周夫君) 事業主体につきまして、私どもは、設備投資ということでございまして、民間設備投資ということに相なりますから、主体は企業であろうと思ひます。ただ、企業と申しまして、先ほどもちょっとお話しもございましたように、近ごろ第三セクターという考え方がございまして、政府が加わる場合もござい

が、加わりませんでも、公共団体、そういうものと民間とが一緒になって仕事をするというケースがふえてくる。私どものほうでも、流通の関係でありますとか、あるいはおそろくは今度の大規模工業基地の問題もそういうことになるかと思ひますが、そういうような形で、企業ではございせんが、その中に公共資本が入つておるといふものがふえる傾向にございします。社会開発というもののにつきましましては、そういうような主体が今後ふえる傾向にあるということだけは間違いないと思ひます。

○渡辺武君 質問時間が非常に短かいので御答弁は簡潔にお願いしたいと思ひます。

今回の改正案の第十八条によつて、

〔理事栗田栄君退席、理事嶋崎均君着席〕

開発銀行が新たに融資業務を営むことができるということになっておりますが、ここで言われている「大規模な工業基地の建設事業を行なう者」というのは、どういうものを考えていらっしゃるか。たとえば先ほども質問がありましたむつ小川原開発株式会社あるいは九州の志布志湾の開発で問題になっております大隅開発会社、こういうような国や県や、企業の三者の出資によるいわゆる第三セクター、これを考えていらっしゃるのか、その点を伺いたい。

○参考人(石原周夫君) まだ計画がきまつておりませんので、正確なお答えをいたしかねるわけですが、現在の段階において考えておりますのは、おそろくは第三セクターのような形のものに相なるかと考えております。

○渡辺武君 この第三セクターについて、ここに産業構造審議会産業立地部会が四月五月九日に提出しました「大規模工業基地の考え方および開発方式について」というものがありますが、これを見てみますと、この第三セクター方式を今後の大規模工業開発のために積極的に進めることが必要だということを非常に強調しております。そしてこの第三セクターについて、三つの方式が考えられるというようにしております。第一方式

というのは国が計画を作成し、法人、つまり第三セクターですが、が事業を実施する案、それから第二方式として考えているのは、これは認可法人が計画の作成及び事業の実施に当たる案、それから第三方式として考えているのが、やはりこの三者でできる財団法人が計画を作成し、事業の実施は、国、地方公共団体、民間がそれぞれ分担する、こういうような三つの方式を考えておりますが、開発銀行が今後出資をしようとする第三セクターというのは、この三つの方式の中のどれを考えていらっしゃるか。

○参考人(石原周夫君) その点も現在まだ計画がきまつておりませんので、正確なお答えをいたしかねるわけでございますが、むつ小川原の場合は、先ほど企画庁のほうからお話しがございましたように、そのプランを立てます会社と、それから造成、取得をいたします会社を別にいたしておるわけでございます。それを一緒にいたしたほうがいいのか、あるいは先ほどおっしゃいましたもう一つの公共団体を、買い付けの実際の仕事に使う。これも北東の場合は公社ができておるわけでありまして、その方式がいいのか。これは現在むつ小川原で現実に仕事を進めておられるわけでございますから、おそろくは立案をせられる関係の方々は、そこら辺ごらんになって、いまおっしゃいました三つの方式のどれをとるかおきめになるだらうと思ひます。

〔理事嶋崎均君退席、理事栗田栄君着席〕

で、それがきまりました上で御相談を受けるということになっております。私どものほうは、出資をいたします関係から申しますと、非常に先行的な、いわば戦略的な投資になるものでございしますから、出資をいたす必要があるということでございます。したがって、相当大きな金額の要るものに対して考えるというのが普通かというふうに考えます。これもまだ全く案がきまつておりませんので、正確なお答えをいたしかねる段階でございします。

○渡辺武君 具体的にはまだ案がきまつてない

が、しかし、第三セクターに出資するという点についてはきまつておるようでありすけれども、そこで私考えますが、国と自治体とそれから民間企業、特に大企業が実施する第三セクターなるものの根本的な性格ですね。これ一言で言えね。これを直接に機能的に保障をするものではない。これを考えます。学問的なことでは言え、国家独占資本主義の新たな機構というふうにいってもさしつかえないというふうに思ひます。この問題を判断する上で、われわれが何よりも最初に頭に浮かびますのは、千葉県がやっていたいわゆる新千葉方式といわれる開発方式、これは例のあの臨海工業地帯の埋め立て造成を行なうのに、御承知のように三井財閥系の、財閥とはいひませんが、けれども、主力企業といわれる三井不動産と、そして同じ系列の京成不動産、これが三分の二の出資を請け負った。県が三分の一の出資を請け負った。そうしてできた土地の三分の二はこの出資をした不動産会社がこの所有をして、処分もできるということになっておる。その処分ができるまでは、県は固定資産税も取ることもできない。そうしてまた、そこにやってくる工場その他のための必要道路その他の関連施設、公共施設、これは県が全部引き受けてやるということ、結局のところ、これはそこによってくる大企業、これの利益にもなるけれども、同時にまた、土地を造成した三井系の不動産会社も大きなもうけの源泉になる。事実上、県はこの三井不動産によって食われたといつて差しつかえない。これが機能的に第三セクターという形で民間企業も出資をする、それからまた自治体も出資をする、日本開発銀行も今度出資をする、これは国を代表して出資をするということになるだらう、ということになるのです。これは大企業のために日本開発銀行が奉仕する、言つてみれば国の機構が奉仕する、地方自治体もそういうことにならうかと思ひます。そういう機構だとして差しつかえないと思ひます。しかも、この産業構造審議会のいま言った文章を見ますと、第

括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。船田大藏政務次官。

○政府委員(船田讓君)　ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

政府は、さきの年内減税における所得税の一般減税に加え、老人扶養控除の創設、寡婦控除の適用範囲の拡大などを行なうため、ここに所得税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申

し上げます。

まず、所得税の負担軽減につきまして、さきの臨時国会におきまして千六百五十億円の年内減税を実施したところでありますが、これは昭和四十七年度においては二千五百三十億円の減税となっております。今回は、これに引き続き老人、寡婦対策に資するため、年齢七十歳以上の老人扶養親族について、通常の扶養控除十四万円にかえて、十六万円の老人扶養控除を設け、また、扶養親族のない未亡人については、これまで寡婦控除が適用されておりましたのを改めて、年所得百五十万円以下の場合には、その適用を認めることとい

たしております。

次に、源泉徴収の対象となる報酬、料金等の範圍に工業所有權の使用料を加えるほか、確定申告の際に提出する財産債務明細書の提出不要限度を年所得一千万円から二千万円に引き上げることとしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

この法律案は、昭和四十七年度の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減と内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得に対する課税を軽減しようとするものであります。

すなわち、同族会社については、各事業年度の所得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場合には、留保所得についての法人税を課税いたしますが、この場合の控除額を引き上げることとしております。この控除額は、現在、所得金額の三五%または年二百万円をいづれか多い金額とされているのでありますが、これを所得金額の三五%または年三百五十万円のいづれか多い金額に引き上げようとするものであります。

最後に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

政府は、今次の税制改正の一環として、夫婦間における財産相続の実情等に顧み、配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充し、心身障害者である相続人について障害者控除を設けるほか、所要の規定の整備をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、配偶者に対する相続税負担の軽減であります。

すなわち、配偶者の相続税については、現在は総遺産額三千万円の場合を限度とする配偶者の法定相続分に対応する相続税相当額を控除することとしておりますが、今回の改正では、これを婚姻期間二十年以上の配偶者については、三千万円を限度とするその取得額に対応する相続税相当額を控除することとしております。これにより配偶者は、法定相続分いかんにかかわらず、その相続した遺産が三千万円までの場合には相続税が非課税となり、三千万円をこえる場合にも負担が軽減されることとなります。また、この限度額は、婚姻期間が十年から二十年までの場合は、千万円に十年をこえる一年につき二百万円を加えた金額としております。

なお、現行の配偶者に対する課税軽減措置も存続させ、いずれか有利な制度を利用できるように配慮しております。

第二に、障害者に対する相続税負担の軽減であ

ります。

すなわち、心身障害者が相続した財産の相続税について、障害者控除を設け、その相続したときから七十歳までの年数一年につき、一般の心身障害者の場合には一百万、重度の心身障害者の場合には三百万の税額控除を行なうこととしております。

第三に、不動産に関する物納制度の整備等であります。

すなわち、賃借権等のある物納不動産について、物納許可後もなお一年以内は、物納の撤回を申請し、物納から金納に変更する道を開くこととするほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由と内容を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○理事(柴田栄) 引き続き三法案の補足説明を聴取いたします。高木主税局長。

○政府委員(高木文雄) 所得税法の一部を改正する法律案外二法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、所得税の一般減税につきましては、さきの臨時国会において年内減税として繰り上げて実施したところでありますが、その結果、給与所得者の昭和四十七年分の課税最低限について申し上げますと、夫婦と子供二人の場合では百三万七千円となり、諸外国との比較においても、アメリカの百三十二万四千円には及ばないものの、イギリスの七十九万九千円、西ドイツの七十七万二千円、フランスの百三万六千円をこえて相当の水準に達していると言ふことができるのでございます。

今回は、この年内減税に引き続きまして、老人扶養控除の創設と寡婦控除の適用範囲の拡大を行なっているものでありますが、まず老人扶養控除につきましては、これによって約百七十万人の方が老人扶養控除の適用を受けるものと見込まれます。

す。また、寡婦控除につきましては、扶養親族のない未亡人についてはこれまで適用されておりましたのでしたのを改め、年所得が百五十万円以下であればこの控除を認めることとしたしておりますが、この所得制限を給与所得の収入金額で見ますと約百九十万円ということになり、約十五万人の未亡人の方が新たに年十二万円の寡婦控除の適用を受けることになるものと見込まれます。

また、税制の整備といたしましては、源泉徴収の対象となる報酬、料金の範囲に工業所有権の使用料を加えたほか、確定申告の際に提出する財産債務明細書の提出を要しない所得限度につきまして、これが昭和三十三年以来据え置かれていたことから、最近における所得水準の上昇によりましてその対象人員が急増している実情を考慮し、従来の千万円から二千万円に引き上げることとしたしております。

次に、法人税法の改正案でございます。

法人税法の改正は、同族会社の留保所得課税について控除額を年二百万円から年三百五十万円に引き上げることにより負担を軽減することを内容としたしておりますが、この引き上げにより、同族会社のうち留保金課税を受ける会社数は、ほぼ八万社から五万社に、また、その税額も約二百億円から約百七十億円に減少することが見込まれます。

最後に、相続税法の改正案でございます。

今回の相続税法の改正は、配偶者に対する相続税の軽減措置の拡充、障害者控除の創設及び不動産に関する物納制度の整備の三点がおもな内容となっております。

第一に配偶者に対する相続税額の軽減であります。従来の制度では、法定相続分までの取得財産に対応するものを限度として非課税とされるため、配偶者はその組み合わされる相続人のいかんによって法定相続分が異なるので軽減される相続税額に差を生じ、また、遺産総額が三千万円の場合の相続税額を限度として軽減することとしていたため、複雑な計算を必要とするなどの難点がありました。

りました。

今回の改正は、これらの点を是正し、相続人の間で意見が一致すれば、相続人の組み合わせに関係なく、婚姻期間が二十年以上の配偶者については、取得額が三千万円までは相続税を課税しないこととして、制度の拡充と簡素化をはかることとしております。

今回の改正の結果、たとえば遺産五千万円を婚姻期間が二十年以上の妻と子供四人が相続する場合、妻がその二分の一を取得したときは、妻の負担は改正前の約三百四十八万円が無税に、妻がその全額を取得したときは、改正前の約八百五十万円が約三百六十六万円に軽減されることとなっております。

なお、改正案の方式は、遺産が現実に分割されていない場合や、婚姻期間が十年にならない場合には適用されませんが、そうした場合にも現行の軽減措置がそのまま残されているので、これを利用することができます。

第二に障害者控除の創設であります。従来も心身障害者扶養共済制度による受給権を非課税とする措置を講じて心身障害者の相続税に配慮してまいりましたが、今回さらに税額控除を設けることとしたわけであり、仕組みは現在の未成年者控除に準じております。

これにより、たとえば年齢二十歳の重度の心身障害者の場合は、相続税額が百五十万円軽減されることとなりますから、財産額では約一千万円を非課税とすることに相当し、障害者につき大幅な負担の軽減を実現できることとなります。

第三に物納制度の整備であります。

相続税では、課税財産を物納できる制度が設けられておりますが、賃借権等のある不動産については、財産の権利関係が錯綜していることから、相続税の納期限において不動産の売り払いの見込みがつかず、やむを得ず物納を選択した者が、その後関係者との間で話し合いがつかず、本来の納付方法である金納に変更することを希望する場合があり、このため、物納許可後もなお一年間物納

の撤回を申請し、物納から金納に変更することができるよう規定の整備をはかることとしたわけであります。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外二法律案の提案理由を補足して説明した次第であります。

○理事(柴田栄君) なお、三法案は、衆議院から修正議決の上送付されておりますので、この際、修正部分につきまして衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君から説明を聴取いたします。衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君。

○衆議院議員(山下元利君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに相続税法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、大蔵委員会を代表して提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

修正案は、すでにお手もとに配付してございまして、その朗読を省略させていただきます。

これらの修正案は、いずれも各原案において施行日と予定されておりました本年四月一日をすでに経過いたしておりますので、これに伴う調整措置を講じようとするものであります。

まず、所得税法改正案の施行日につきましては、「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改めるとともに、工業所有権の使用料に係る源泉徴収義務に関する改正規定について、六月一日と定められている適用開始期日を、この法律の「施行日の属する月の翌月の一日」に改めることといたしております。

次に、法人税法改正案の施行日につきましては、「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改め、これに伴い、改正規定の適用対象事業年度を、「昭和四十七年四月一日以後開始する事業年度」に改めることといたしております。

最後に、相続税法改正案につきましては、「昭和四十七年四月一日」と定められている施行日を「公布の日」に改めるとともに、配偶者相続の場合の新たな軽減措置の要件である財産分割について、

て、本年一月一日から三月三十一日までの間の相続分の分割の期間を十月一日までと定めているのを、施行日前の期間等に係る相続分について、「施行日から六ヶ月を経過する日の属する月の翌月一日まで」に改めることといたしております。

以上が、衆議院における修正部分の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成賜わりますようお願い申し上げます。

○理事(柴田栄君) 三法案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

午後二時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時三十分開会

○理事(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を一時中断いたしました日本開発銀行法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○戸田菊雄君 先ほど、四十六年の融資実績についてお伺いしたんですけれども、資料にも載っているわけですが、日本開発銀行業種別融資実績推移(構成比)「これをいいたいておるわけですが、四十六年度の実績がずっと載っているわけですが、四十七年度のこの融資計画の構成比、こういうものについてはどういう状況になっておりますか、その内容について教えてください。

○参考人(石原周夫君) 四十七年度につきましては、実は予算、財政投融資計画をきめまして、政府から借入れ金をおきめ願いますときに、大体的に見当をつけたわけでありまして、いずれにいたしましても、本年度始まったばかりでございまして、

ので、これからやるわけでありまして、少し

く実行に変更があるだろうということはあらかじめ御了承願いたいと思っております。

全体の額は四千七百三十億でございまして、お配りしております分額で、エネルギーというところで六百十七億という数字になっております。シェアで見ますと、構成比で見ますと一三三〇になっております。

それから、海運が千二百二十五億、構成比で二五・九%、これは先ほど申し上げましたように、最近のところにございましては四十六、四十七、いずれも二五%台にありまして、かつて四〇%台であったという時代に比べますと、だいぶ構成比は低下をいたしておるわけであります。

産業開発の関係が七百四億でございまして、構成比で一四・九%ということになります。減っております関係は、実は前年度の構成比が二一・二%でございましたから、これは構成比が下がっております。

情報化産業、具体的には電算機関係でございまして、これは前年度補正額を含めまして四百四十億でございましたが、それが二百五億というふう

に減っておりますのが主たる内容でございまして、体制整備という項目がございまして、これも百八十億が百五十九億に減っておりますという関係でございまして。

国産技術開発の関係は前年度に引き続き増加いたしまして二百三十億ということになっております。

ちょっと御参考までに申し上げておきますと、情報産業の関係、電算機関係並びに最後に申し上げました技術開発の両者を合わせますと、これだけで六割を上回る関係にございまして、産業開発ということでございますが、具体的に情報産業と技術開発が主力であると、こういう状況でございまして、これは数年前でござい

ますと、大体七割ぐらいが電子・機械工業あるいは体制整備ということに充てられていたわけでございますが、産業開発の中でもそういうようなもの

の割合は減ってまいりまして、情報産業の関係と技術開発の面がふえてきておるという状況でございまして。

それから、その次が都市開発でございまして、これが七百七十四億、割合にいたしまして一六・四%、これは私鉄の関係が三百三十億、これは都市乗り入れの関係、あるいはさきも申し上げましたような新都市の開発、あるいは安全対策というふうな関係でございまして。

その次に大都市再開発及び流通近代化という項目、これが前年度の三百九十億に比しまして今年度は四百四十四億、これもふえておる項目の一つでございまして、街区の整備でございまして、あるいは流通センターの関係、あるいは卸センター、大規模商品の取り扱いの流通整備というふうな関係でございまして。

それから地域開発が七百四十億でございまして、これが構成比で一五・六%でございまして、その次が「その他」ということで六百七十億でございまして、構成比で一四・二%を占めます

が、半分を少々こえます三百五十億が、これが構成比七・四%でございまして、その半分が公害防止の関係、それ以外が食品団地、住宅産業、あるいは遠洋漁業というふうなものが「その他」のところ。

大体いまごらんを願いましたように、エネルギーの関係が、先ほど申し上げました原子力の関係がふえておりますのと、先ほど申し上げましたように、四十七年度に新しくガスの関係がふえてまいったものでございましてからエネルギーがふえておる。

海運の関係は、金額は少々ふえておるが、構成比は大体同じようなところである。

産業開発は、やや構成比は下がってきておる。これはたまたま情報産業の関係で、前年度補正を追加いたしました関係でやや減っております。一般的に申しますと、一般産業と申しますか、電子・機械工業、体制整備という関係は、構成比におきまして逐年増加をいたしておる傾向にある。

都市開発は先ほど申し上げましたように構成比がだんだんふえてきておるわけでありまして、地方開発は大体横ばいであつたのであります。

が、本年度は一五・六％というものを申し上げましたが、前年度一四・八ということに相なっておりますが、金額がふえておりますのみならず構成比におきましてもふえておる。

公害防止は構成比で前年度五・五が今年度七・四にふえておる。

そういうような関係でございます。そして、ごく大ざっぱに申し上げますと都市開発、あるいは技術開発、あるいは公害、そういうようなものが相当ふえてきておる。地域開発もまた四十七年度は従来よりは構成比で増加をしてきておる。こういうのが大体の傾向であります。

○戸田菊雄君 それです、この資料にもあるのですけれども、産業開発部面のこの石炭関係です、四十六年度実績〇・三％となつておるわけですが、四十七年度の融資計画ではどの程度になつておりますか。

○参考人(石原周夫君) 石炭につきましては、四十五年度でございましたが、現在の石炭の整備計画をそれとやっておるわけでありまして、第二次肩がわりというのを政府がやりになったわけでありまして、そのときに、大体今後の石炭関係の所要資金は、石炭の整備事業というものがございまして、このほうで従来は閉山の関係資金といふようなことをまかなつていたおつたわけでありまして、それを広げまして、石炭鉱業合理化事業、そのほうが石炭融資の財政資金による主力をまかなつていただくことになつております。したがって、私どものほうは、長期的に見て採算がとれると申しますか、十分な見通しのある計画だけに限定をするということになりまして、私どものほうは、そういうプロジェクトが出てまいれば、融資をいたすというたてまえになつております。したがって、当初から金額を予定いたしました何十億融資をいたすということに相なつてないわけでございます。その第二次

肩がわりをいたしました以後、私どものほうがそういうような見通しのついたプロジェクトに限るということになりましてからは、大体二十億内外でございます。先ほど申し上げました四十四年に十七億、四十五年に十八億、四十六年度の見込みが十四億、四十七年度実行いたしました、どういふ結果が出てまいりますか、それによりまして、大体そんな金額で最近では推移をしておるといふふうに御承知いただきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 融資の計画決定の基本になるものは何ですか。たとえば全国総合開発とか、こういう国家の大基本を踏まえて融資体制の具体的な融資計画というものがきまつていく、こういうことではないんですか。どういふことが基本になつてくるのか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど申しましたように、計画のきまつた上から申しますと、政府が財政投融資計画をおきになりますときに、これは関係者が幾つかございまして、私ども御相談を受ける、大体どの程度の政府借入れ金をするかというのをきめていただくわけですが、そのときに、ある程度骨格的なもの詰めてはいただいまして、年度が始まりますと、開発銀行の融資の運用基本方針というものを毎年度閣議でおきめ願ひまして、私どものほうに指示をいただくわけでありまして、これは全体につきましての方針でございます。それに基つて、私どものほうは年次の計画を立てまして、各項目ごとに私どもの内部の融資方針をきめて、それに基つて具体的な融資をいたしてまいり、こういう順序に相なつておるわけでございます。

○戸田菊雄君 その閣議決定の運用基本方針というのを私見していませんけれども、骨格はどういうことになつておるんですか。

○参考人(石原周夫君) 運用基本方針と申しますのは、企画庁が中心になりまして、関係省で立案をせられて閣議の決定を得られるものでござい

ますから、本年度は実はまだ年度開始早々でありましてその運びに至つていないわけでございます。したがって、四十七年度というふうな運用基本方針になるかというところは、私どものほうからちょっと申し上げたいのであります。各々の項目につきまして、一応基本になります。たとえばエネルギーとか海運とか大都市再開発、流通近代化以下の項目につきまして、どういふところを重点を注ぎ、どういふようなところを中心にして融資をいたしてまいるかということをおきめいただくことになつております。

○戸田菊雄君 そうすると、まだ四十七年度の運用基本方針というものは閣議決定がなされておらない、そうすると、いま総裁が言われたことは、おおむね日本開発銀行法の第五六条に基づいて一応業務方針というものを策定した、そういう内容だということと理解していいわけですか。

○参考人(石原周夫君) 御承知のように、本年度は暫定予算の機会がございまして、財政投融資につきましても、暫定予算に準ずる措置がございまして、それに基つて私ども指示をいただいております。それに基つて、これは金額でございます。そのわけでございます。これは金額でございます。それに基つて、実は暫定予算の期間をすてに若干経過をいたしておるわけでありまして、年度開始早々の運用基本方針がきまつたまでの運用方針につきましては、政府からいただきました暫定期間運用額、それをいただきました。私どもは、この暫定的に、運用基本方針決定までの暫定的な運用方針というものを内部においてきめてまかなつておるわけでありまして、

○戸田菊雄君 それじゃ、私は手続上さか立ちしているのではないと思ひますがね。大綱は、閣議決定でもって、全部それによつて、第五條によつていろいろな実施する事項について開発銀行そのものが検討されなければいけない。しかし、この内容は、最終的に大臣の認可を必要とするわけですね。だから、一応大綱をきめて、開発銀行におろして、そして年度計画その他をやつてもらう、その内容は、最終的に大臣承認、こういう

ことになつて、何といひますか、手続がきまつておるのだらうと思ひますがね。そうすると、今回のこの改正法案というものは、あるいはいま総裁が発表された内容というものは、そういうことを経ずしてやられておるといふことですか、その辺はどうなんですか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど申し上げましたように、運用の基本方針、これもきめておりませんし、私どものほうの法律改正では、若干運用計画に影響いたしますけれども、そういうものが未定でございますから、いまのところは暫定的に年度当初の間をどうするかということをやつておるわけでありまして、運用基本方針をおきめいただきますれば、それに基つて、金額をきめてまいり、それであります。ただそれでは、先ほどおまの言つた数字はどういふことであるかというお尋ねであらうかと思ひますが、これは毎年財政投融資の開発銀行に対する政府貸し付け金の額をきめていただきますときに、各省が私どもと御相談をいたしながら、大蔵省とも御相談をして、大体こんなことであらうかということをもとにおきまして、財政投融資計画をきめるわけでありまして、しかし、御指摘のございしますように、あれはあくまで予算のときの一つの心算でございますから、したがって、具体的な今度運用基本方針もきまる、それを受けまして、私どものほうは年度を通じます運用計画をきめます、それに基つて、いまも年度の経過中に、これは金融の問題でございしますから、ある程度弾力性を持つて動く部分がある、こういうふうな御承知をいただきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 運用上の弾力事項については私はそれはわかりません。しかし、この法律改正として国会に審議を持つてくるわけですからね、やはりこの道筋に基づいたところは踏んでくるのが当然じゃないか。少なくともこういう法案を出して、そして四千何百億の融資計画をやつていふというのですから、産業投資会計からこれだけ資本金入

れておいて、そうして融資計画を立てて、そしてやうていくのが道筋ですから、これは政務次官、どうでしょうか、基本要綱をきめずして、それでいま銀行自体の中で計画をして、最終的に大臣承認、確認を持っていかねばいけません、そういう意味で法律というものを改廃していく、こういうものに對して一切その手続上抜きにちやうと、それでいまやっているような審議やっても、それだけ前途に對して責任を持てるのか、私は非常に疑問なんです。これどうですか、見解は。

○政府委員(船田謙吉) 開銀の融資の残高につきましては、従来からの残高の繰り越しと申しますか、ございますから、これから進めてまいります融資のやり方につきましては、いろいろな先生方の御方針を勘案いたしまして、十分注意をしております。まずけれども、一氣にいま六〇%、これをさらに地方開発あるいは社会開発に傾斜配分をしるということにつきましては、なかなかむずかしいことがあるかと思ひますけれども、御趣旨のとおりやうてまいりたい、できるだけ從つてまいりたいと存じます。

○戸田菊雄君 私の方で言っているのは、少なくとも法案の改正ですから、そういうものに対する指針というものがあつたらう、いまお伺いすれば、この開銀銀行の融資計画そのものを見ても、基本的なものは開議決定だと、こういうのです。そして開議銀行法第五条によつて、こういうことを銀行が、最終的に大臣の認可を必要とするわけなんです。いづれにしても、大臣が責任があるわけなんです。そういう手続を経ずして、いまこういうことと審議してくれといつても、前途に對する責任度合いはどれだけ持てるのかというところに疑問を持つわけなんです。だから、そういう問題に對する見解は一体どういふふうに考えるのか。

○参考人(石原周夫君) 開議銀行法の第五条は定款の問題でございまして、定款のほうの問題は実は本年度にはございせんので、ただ、戸田委員御指摘のように、法律改正という問題がございましたので、当然法律改正が成立いたしましたして、

その趣旨に從つた運用をなされるわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、年度開始早々のことでございまして、前年度に大体審査をし、あるいは話を聞いていられるようなことが年度の初めに出てまいつておるのでございまして、したがうていま、この年度開始早々今日まで一カ月余を経過いたしましたわけでありまして、その期間におきます暫定的な運用につきましては、これは大体従来からいただいて御方針の範囲内、金額的にもまだそう大きな額が出るわけじゃございせんので、そういうことで暫定的な運用をいたし、それから第二段には、基本方針を政府におきめをいただきます。これは先ほど来申し上げておりますように、すでに予算のときにある程度議論を詰めていたでおる問題でございまして、したがうていま、そういうようなことを頭におかれて運用基本方針をおきめいただくわけでありまして、私どもは具体的な運用をいたしますのに、先ほど申し上げましたような数字は、予算のときに大体こんなことであらうかというふうな心組で詰めた数字でございまして、それから、それを具体的な運用基本方針に照らしまして運用をいたしてまいり、こういうことに相なるわけでありまして。

○戸田菊雄君 お伺いします。確かに第五条は定款に関する事項で、これは従来、いまの業務内容というものは入らうと思つたのです。それに基づいて銀行自体としては融資計画その他も含めて策定をしていくんだらうと思つたのです。いづれにしても、これは大臣認可を必要とするわけですね、最終的に。それは必要とせんか。

○参考人(石原周夫君) 私どもは運用基本方針をいたしまして、その融資をいたします段階で、たとえば融資計画というふうなものでの政府によります認可という手続はございせん。

○戸田菊雄君 政務次官にお伺いしますが、閣議決定の基本要綱の土台は、どういふことを判断されて決定されますか。いままでの経緯はどうなつていますか。

○政府委員(船田謙吉) いまの、銀行局長から正確に答弁いたします。

○政府委員(近藤道生君) 先ほど来お話がございましたような、順序の問題も含めて申し上げました、まず予算実施の段階におきまして、財政計画の策定時に各省間の相談がございまして、そこである程度実質的な事項が固まるわけがございまして、そしてその予算についての国会の御審議の結果を踏まえまして、政府の産業設備資金に関する運用基本方針がきまるわけがございまして、もう一つ要素は、今年は特に法案の御審議をお願い申し上げておるわけがございまして、その法律案の御審議の結果を踏まえまして、その予算審議と、法案審議と、その両方の結果を基本計画の中に織り込むという形で、運用基本方針がきまるといふことになるかと存じます。したがうていま、現在のいろいろな御提出申し上げておられます資料は、先ほど総裁から御説明がございましたように、ただいま現在における暫定的な数字として御説明を申し上げておる次第でございまして。

○戸田菊雄君 それで具体的に伺いますが、四十六年度実績で石炭会計は〇・三%、四十七年度融資計画にはどの程度入つてまいりましょうか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど申し上げましたように、石炭につきましては、具体的なプロジェクトを見まして融資をいたすというたてまえになつておるものでございまして、これは「その他」といふことの中でのいろいろな要素を織り込みまして、ある概算がございまして、その中で捻出をいたす、先ほど申し上げましたように、最近のところは十数億というふうな金額に相なつておるわけでありまして、そこら辺も頭に入れまして「その他」の額を組んでおります。したがうて、二%に当たる数字がどの程度に当たるかといふことを今日まだ申し上げかねるわけでありまして、最近のところでごらんいただきましたように、先ほど申し上げました数字でございまして、

○政府委員(船田謙吉) 先ほど来申し上げておる数字と多く違ふことはなからうという程度のことを今日申し上げることができまして、

○戸田菊雄君 これは政務次官にお伺いしますけれども、政策の一元化という方式で私は疑問に思ふのですが、その過日の石炭特別会計がいろいろな審議しました。予算書の六五ページにもございまして、石炭勘定を設定して、それでこの石炭勘定の再建及び安定をはかるために、四十六年度に引き続き、元利補給金九十四億九千三百万、こういうことで出して、なおかつ重油の売り上げその他についても全部投資して、それで一定の予算をとつて、特別会計で、再建や合理化、機械近代化や、あるいは資本の流用やあるいは転業、その他各般にわたつてそこでやるといふことになつておるのです。そしてなおかつこの開議銀行の融資状況にまいりますと、ここでもまた四十六年度までずっと出ておるわけですね。はなはだしきは、石炭特別会計が実行されて以降も、約六%台は常に出ておる。昨年は〇・三%、年度の四十七年度計画では十数億にならうと、こうなると、石炭勘定を設けてせつかく石炭特別会計でやうていくぞ、こういうことで約束しておりながら、こちらからもいふことは、どうも政府としての一元化方式からいけば、どこかに集中的に寄せたらいふじゃないか、石炭会計なら石炭会計、そういう中で、この石炭の、いま斜陽化しているものを再建をしていくとか、いろいろな諸事業がございまして、そういうものの充足体制をはかるとか、これ同じ政府がやることですからね。何かこう隠し金みたいなものをそつちこつちから集めてまたやるのだということは、どうも政策的に芳しくないのじゃないかという気がするのですが、この点の見解はどうでしょうか。

○政府委員(船田謙吉) 詳しくは総裁から答えていただきますけれども、私もはなはだしうと的な考えでございまして、一応述べさせていただきますならば、石炭及び石油の特別会計ができましたときに、従来と違ひまして、十二分の二は石油関係のいろいろな政策に使うというふうな

形で整理をして、つまりいけば調整をしてきているわけですが、なおいろいろと調整を要するものもあると思います。しかし、従来からのそれぞれの融資なり、あるいは国の財政の支出についての特別会計なりは、それなり使命を持つておるものがございますから、なおしばらく、ある場合においては一見重複しているような感じを与えることもあるかとも思いますけれども、御趣旨のような形に次第になっていくものとも私は考えております。

○参考人(石原周夫君) 補足して申し上げます

が、石炭の特別会計から融資もいたしておるわけであります。これは御承知のように、無利子の融資でございますから、たとえば運転資金の関係でありますとか、あるいは振興開発の関係でございます。いますとか、そういうものにつきましては、いまお読みいただきました九十四億という金は、そういう積算をもちまして出ておるわけでございます。それ以外に私どものほうが融資いたしておりますものは六分五厘の金利を払ってもらっております、しかもこれは、銀行のことでございますから、元利の償還をしていただくわけであります。石炭特別会計のほうでも、もちろん元金償還はございます。したがって、そういうような計画に対しては、私どものほうは融資いたすわけであります。したがって、その分は石炭の特別会計のほうから出されました無利子資金とは別のことになるわけでございますので、私どものほうでは、そういうような長期の計画が立ち、それだけの収支が成り立つというふうなものにつきまして私どもが融資をいたす、しかし、これは六分五厘である。こういうような状況でありますので、両者の関係と申しますのは、合理的事業団がそういうような融資をいたすことになりまして以来、そういうような区分をいたしまして、長期の採算見通しの立っておりまする計画は、それは石炭特別会計に入っておりません、こういう関係でございます。

子、確かにそのとおりなんです。だから、借りるほうとしては、そのほうがはるかにいいわけですね。だったら石炭勘定に入れて、特別会計から一切そういうものをまかなっていく、これでやりなさい、これでもいいじゃないかと思うんですね。あえて六分五厘を出して、さらにこの開発銀行からの融資をして——それだけの能力ないと思うんです、私いまの石炭に。だから、石炭特別会計を設定して、特段の配慮をしたというのが政策的な考えであって……。そういう見解はどういうふう

し、こういうところで一番困っているのは、やっぱり資金上の問題。ことにいま全国的に四十六都道府県、今度沖縄が入りまして四十七ですが、そういう中で、大多数は過疎現象によって赤字路線を、自動車を走らしていかなければならないというので、非常に経営上むずかしい点が出てきているんですね。だから、そういうところまで一体この開発銀行の融資対象というものの範囲を拡大できないものかどうかですね。それは確かに京成にしても小田急にしても京阪にしても、それぞれ必必要なことはわかるんですよ。同時に、そういう中

ますが、そういうような新線建設ないしは都市開発の一番重要なポイントであります都心の輸送力強化という点にあるわけであります。これは非常に金が御承知のようにかかりますのと、採算もよくないものでございますから、私のほうで特定工事ということで七分の融資をいたしているわけであります。

それから、ただいま戸田委員の御指摘のございました地方の、主としてバスでございますが、私鉄の関係でございますが、これは別途運輸省、たしか数億の金であったかと思いますが、地方私

○参考人(石原周夫君) 先ほど申し上げましたように、石炭特別会計から、合理化事業団を通じて、融資せられます部分は無利子でございますから、これは石炭のいまなかなかむずかしい状況でございますするけれども、すべてが無利子でなければならぬということではございませんので、やはり六分五厘ぐらいの金利を払い、ある程度の元利償還計画を持ちましてやり得るものがございます。そういうものにつきましては、無利子の政府特別会計から来る金ではなくて、私どものほうで利子を払っていただいて元利を償還していただくということのほうが、財政資金の使い方としては、そのほうがより効率的であろうということであらうかと思ひます。私どものほうでやっておりますのは、したがひまして、そういうような元金の支払える計画、それに対しては、財政投融資のほうで利子を払って元利を償還する、こういうこととでございますから、無利子でなければならぬものは石炭特別会計に持つていく、そういう区分に相なっておりますわけであります。

小の地方の過疎現象における足を守つておる——それはもう出血状況でありながらも、これはやっぱりその県内に入れば一つの交通動脈としてやつておるわけなんです。だから、こういうものに對して市中銀行から融資をしてもらおうと思つても、採算状況の帳簿の悪いのにはあまり喜んで貰えない。むしろ圧力を加えてきて、お前たちのほうはこのくらい企業整理をやらなければ、あるいは赤字克服策というものが前途見通しができないれば、それは融資はできませんぞと、こうなる。これは全国的にそういう趨勢になっている。だから、そういうところに国が一つの当面融資政策でもとつていく必要があるんじゃないかと思うのですが、その辺はどうでしょう。これは全体として三百四十四億の、四十六年度の実績には、今回の四十七年度では幾らですか、都市開発七百七十四億ですから、どのくらいになるかわかりませんが、やはり融資計画の中には載つているわけです。そういうところまで結果的に融資対象のワケかというものを拡大できないのかどうかですね、そ

鉄の補助をしておられるわけでありませう。それらは、補助をいたさないといふ、非常に赤字になるといふようなものに対する措置かと思ひますが、私どものはうは、いまお話のございましたバス路線を相当強化をしなければならぬ、ことにワンマン・バスというようなことで、できるだけ省力化をする必要がある。そういうような場合のバスの購入、あるいはそれに關連いたしました敷設、そういうものを私どもは地域開発というお金がございしますから、主としてそのバス路線の強化と申しまするか、そういうものを中心に地方開発の中で融資をいたしております。四十一年におきまして二十一億、四十五年におきまして十三億といふような金額を支出をいたしております。おつしやいますように、今後ともそういうような地方バス路線の強化ということにつきましては、一つ一つのプロジェクトを見まして、先ほど申し上げました地方開発の金の事で、従来も融資をし、今後ともいふしたいという状況でございます。

○戸田菊雄君　わかりました。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、都市開発の、いわゆるこの私鉄輸送力増強の問題ですね。で、この内訳を見ますと京成、小田急、京阪、こういうところにそれぞれ四十四億、三十七億、三十二億と行っておる。しかし、地方の中小私鉄は、最近このたとえば宮城県に三社あったのが一社に合併した。合併したことによって、一面は合理化その他のいろいろやられたわけですが、しか

の辺の見解はどうでしょう。

○参考人(石原周夫君) 都市再開発のはうから申しておりますのは、先ほど申し上げましたように三大都市圏と申しまするか、東京、大阪が多いわけでございますが、これの都心に乗り入れます地下工事あるいは高架の問題であります。そういう輸送力増強——最初にお読みいただきました会社の方は、成田に参ります新線の関係でございます。

が、開発銀行の貸し付け・保証限度の問題でござい
ますが、四十七年度貸し付け・保証限度、これは
六倍でいくと計算をされておりますから、結局
は七と一ということになると思いますが、それでま
いりますと、四十七年の三月末現在で二兆四千
三百六十一億、四十八年の三月末現在で二兆五
千三百八十七億、これが今回の法案改正でもって

○戸田菊雄君　まあ石炭勘定から行くものは無利

理化その他いろいろやられたわけですが、しか

社の分は、成田に参加する新線の関係でござい

三百八十七億、これが今回の法案改正でもって増

り入れ金が自己資本の二十倍、これになった場合はどの程度になっていくのでしょうか、この貸し付け・保証限度は、それから十倍の場合はどのくらいになりますか、ちょっと数字的に教えて下さい。

○参考人(石原周夫君) 二十倍の場合には七兆六千という数字に相なります。それから十倍の場合にはその半分でありますから三兆八千であります。

○戸田菊雄君 そうしますと、改正案二十倍でいきますと七兆六千、十倍でいきますと三兆八千億、こういうことになるんですね。四十七年度の一応の試算でいった場合には、大体四十七年三月末現在でもって二百六十三億円の不足を生ずる、こういうことなんですね。そうしますと、かりに、これはどうなっていくかわかりませんが、十倍、二十倍になっていく膨大な数字になっていくわけですね。その運用はどういうふうな考えでおられますか。今後の、改正以後の貸し付け・保証限度が相当膨大になっていくわけですが、その辺の運用は、改正以後。

○参考人(石原周夫君) ちょっと最初に、一倍がベースになるものでございますから、三兆八千億と申しましたが、不正確でございますして、三兆九千八百九十億でございますから、それを訂正いたします。

ただいま申し上げましたような、十倍なら幾ら、二十倍なら幾らという数字に相なるわけでございしますけれども、これは、それをいつまでに達成するとか、何年度を見込んでということをお願いしているわけではございません、午前中大蔵大臣あるいは銀行局長からも御答弁のありましたとおりであります。したがって、今後どういう伸び率で伸びていくかということに相なるわけでございします。その倍率と、今後におきます日本開発銀行の融資のやり方、あるいは政府借り入れ金の財政投融資に計上されます額のきまり方、それは直接には関係はございません。毎年ある割合で伸びて、その額に達するまで——本

来、先ほどもお話にございましたように、財務の健全性というワケでございますので、今後何年後にどうなるというのを目標にしてそのワケをきめていくというわけではございません。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、融資領域別の適用利率の問題、どうもわれわれ考えますと、地方開発、いわば国土開発ですね、等々の問題については、大体八%ですね、地方開発も大都市開発にしても、融資内容を見ますと、大体企業を対象に融資をしていくようですから、無理もないような気がいたしますが、しかし、もちろん技術開発とかエネルギー開発になると、六・五%台におりてくる。いわば適用利率の算定基礎といえますか、考え方は、これは、どういふところを基準にしてこういう利率相違というものが出てくるのか。その辺の基本的な考え方についてひとつ説明していただけないか。

○参考人(石原周夫君) 開発銀行法に規定がございしますように、民間の融資、設備金融の奨励または補完ということに相なっておりますわけでございします。民間の融資利率に對しまして、競争的な関係に立たないということが一つの主旨でございます。したがって、御指摘になりました八分という、いわば基準利率ということをお願いしておりますが、これは、市中銀行の長期の貸し出し利率、これが動きますので大体応じまして動かしてきておるわけであります。現在、八%というものが、民間の長期貸し出しの場合におきます基準の利率になっておるわけでございします。先般まで八分二厘でございしましたが、それを二厘下げて八分になりまして、民間の長期貸し出し利率のそういうような変化に合わせてやられたわけであります。これが基準利率でございしますから、それで基準をきめるわけでございします。私どものほうは、政策融資というのをやっておりますわけでございしますけれども、これは政策の強度と申しますか、政策要請の強いもの、政策要請はあるわけではもちろんございしますけれども、それはどのくらい強いものというものが一つござ

います。たとえば海運あたりになりますと、これは、政府で長期にわたります海運の増強の計画を持っておられまして、計画造船の毎年のトン数というものもきまっております。それを定期船以下にどう分けるかというところは、毎年きめるわけでありまして、そういうような政府の建設政策に基づきまして、融資比率もきまっております。あるいは利子補給の利率も最近下がっております。あるいは利子補給をするというふうな政策、いわば強度の強いものがございします。それと、もう一つは、融資を受けます側の支払い能力と申しますか、そのプロジェクトが非常に公共性は強いが、収益性は乏しいというものがございします。その両者を組み合わせて、特別利率をきめておるわけであります。これには、私ども、六分五厘で政府から借り入れ金を拝借いたしておるものでございしますから、六分五厘というところが一番大底になっておりまして、六分五厘以下というわけにはまいらないというやり方をやっておりますわけであります。でございしますから、ただいま御指摘になりました国産技術開発というふうなものにつきましても、これは、何と申してやらねばならないという政策があるわけでございします。同時にまた、これは、非常に企業としてリスクの多いものになるわけであります。したがって、こういふようなものは六分五厘の一ぱいの利率を見ておる。それから、先ほども申し上げましたように、私鉄の都心乗り入れというふうな、キロ当たりの経費は非常に高価がかかっている、しかも収益性の乏しい、そういうようなものを見まして、これは七分であるというふうなきめ方をいたします。これは、各個の場合におきまして、各省、大蔵省、そういうところとも御相談をしながら、毎年毎年、新しく、どういふものを特別利率にするか、先ほど、午前中にも申し上げましたが、たとえば原子力発電あたりになりますと、いままで六分五厘であったが、こちらで七分に上げようじゃないかというふうなことを御相談を

いたしまして、毎年毎年見直しをいたしまして特別利率の調整をいたしておる、こういう状況であります。

○戸田菊雄君 それから、退職者一覽表の資料をいただいておりますが、午前中も大臣に方針については伺いをしたわけですが、かりに今後われわれが主張したことを政府が実行の中で生かしていくということであるとすれば、やはり、現行七割三分程度天下りしてきたものが、三割台に大量に減るわけですね。当然開発銀行そのものの人を登用していかねばならないかっこうになってきています。だから、いままでは、行内登用というものは大体部長クラスでオミットされちゃうわけですね。あとは、役員なんというものは、みんな天下ってきた者で占められておる。そしてなおかつ、この退職者一覽表というものをいまして、開発銀行からよそに転出をしていく場合は、たいがい常務、専務になって行くわけですね。こういう一つの昇職の道がずっと一貫してとられてきておる。だから、そういう意味合いにおいて、急激にこれは、七割三分から三割台にこそしから、おそらく四十七年の七月以降、大蔵省の人事配置がきまる際ということでありまして、そういうことになる。そこで、三割程度になっていく、そうすると、いままでの人員の四割程度はなくなっていくわけですね。それはどこかで埋め合わせをしていかなくちゃならないと思うのですけれども、そういう具体的な人事運用等について、総数として、どのように一体考えておられるのか。内容の具体的な問題についてひとつ説明していただきたいと思います。

○参考人(石原周夫君) 先ほど午前中大蔵大臣もお答えございましたように、衆議院の附帯決議の御趣旨に従って運用してまいりたいことを申されたわけであります。私どもも、その方針でやっております。これは、従来からもそうでございます。企業側の要請がございまして、その内容をもしお尋ねがあればまた申し上げてもよろしいわけであります。今後もちろん押し

つけるようなことではないので、要請のあります場合に絶対に限り、しかもこれを必要最小限度にとどめようというわけでございますが、その中にございませうというわけで、出向という制度もございまして、要請がありました場合に、出向にするか退職にするかという問題がございまして、出向制を極力活用してやればいいではないかというお示しでございまして、私どものほうも、その趣旨で、できるだけ出向制度で、どうしても必要だという場合にはまたかなうようにいたして、退職者といううなものは三割という割合を目標にして押えてまいりたい、こういうつもりで人事の運用をやつてまいりたいというふうに考へております。

○戸田菊雄君 この開発銀行法の第二章は「役員及び職員」ということになっていてありますが、その中で、ことに参与というものがあつて、第十條でもって理事は八名以内ということに明確になっております。この参与というものはどういふ内容になっておりますか。

○参考人(石原周夫君) 民間の場合と比較をいたしますことは必ずしも適当でございませうけれども、非常勤役員というものがございまして、民間の場合でも常勤をいたしております出向役員に対して、ある程度広い立場からいろいろ報告もし、アドバイスも受けるという制度がございまして、御承知のように、日本銀行あたりにもございまして、私どものほうの参与というのは、現在六名であると思ひますが、そういった民間経済界の長老の方々——一人学者の経歴の方が入つていらつしやいます——いづれにいたしまして、私どものほうも、月に一回参与会というのを開きまして、私どもの毎月の業務の報告、そのときに起つております重要な問題の報告をいたしまして、そういうような経験と学識の豊富な方々からいろいろアドバイスを伺う、こういうような仕組みに相なつておるわけであります。

○戸田菊雄君 それは、総裁や副総裁の任命は内閣総理大臣、こういうことになるわけですが、参

与の人事、これは総裁任命ということになるわけですね。だから、ここでもんどうに総裁がそういう気持ちに立つていられるならば、今後の抜本改善は、私は、とれるだらうと思ふ。いまの参与の構成を見ましても、私たち聞いてゐるのは、言つてみれば、業界代表だけが顔をのぞかせている。いま、確かに総裁が言われたように、学識経験者、一名程度いるでしよう。しかし、もつと、やはりこれは学識経験者の、言うなれば中立を保つてできるような方々、全部とはいひませうけれども、六名構成の中に半分くらい占める。いまの審議会というものは、大体そういう構成でやられてゐると思ふ。全部そういう方々でございませうけれども、もう少し、そういう意味合ひで、この構成を変えていく必要があるのではないかと思ふのですね。あらゆる銀行業務の、いま言われたように、報告やあるいはアドバイスを受けるにしても、やっぱり一面にだけ立つてゐる者であれば、うまいぐあひにいかぬと思ふのですね。やっぱり公平な意味で、全般的な施策の中で、融資体制をどうするか。どうしても、やはりそういうことになれば、構成の中で、この学識経験者等をも少しふやしていくといううなことはできないのかどうか。

それから、理事の場合でも私は同じだと思ふ。同じようなことが言へると思ふ。そういう問題について、総裁としてもう少し検討に値するんじゃないかと思ふのですが、その辺の見解はどうですか。

○参考人(石原周夫君) 参与をお願いいたしております方は、やはり私どもの仕事の関係の深い方がおられます。しかし、その方々は、当該業界を代表して出ていらつしやるというだけでは必ずしもなく、非常に長い経験を持つていらつしやいます。そのお仕事の内容から言つても、自分の業界だけにかかわることのないような立場の方々がかりをお願いいたしておるわけでございしますから、したがつて、特定の業界の利益を参与会でおつしやるというわけには、現実の運用に

おきまして、なつておりません。

なお、いまおつしやいますように、そういう経済界の方々ばかりじゃなくて、もう少し広い意味で考へてみたらどうだというお話しでございしますが、その点につきましては、現在一名でございしますけれども、学者の御出身の方にお願いをいたしまして、経済界の御出身でない方に広い目で見えていただくということをお願いをいたしておるわけでございしますが、何と申しても、開発銀行というものは、融資の業務をやつてゐるわけでございしますから、政策の立案の場合の審議会というのとは、いささか趣を異にいたしておるわけでございします。ですから、やはり、非常に長い経験と、非常に幅広い経験をお持ちの方に、いま申し上げましたような学者の御出身で、同時に、また、幅広い視野を持つていらつしやる方をお願いをするというところで、いまの構成で大体、まあこんなところであらうかというふうに考へておるわけでございします。

なお理事につきましてお尋ねがございましたが、理事は現在八名おりますが、内部からの出身者が四名、それから外部、これは役所の関係及び日本銀行の関係でございしますが、その出身の人が四名、大体そういうような構成でやつておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 参与だけでけつこうですが、具体的に氏名と役職をちょっと発表していただきたいと思ひます。

○参考人(石原周夫君) じゃ、いま書きましてお届けいたします。

○戸田菊雄君 これは、参与の任期は二年です。法律上は再任を妨げませんが、次期改選期はいつになつておりましたらうか。二年の任期切れはいつになつておりましたらうか。

○参考人(石原周夫君) この方々は、ある一斉の任期をもつてかわつていらつしやるわけでもないものでございしますから、昭和二十六年当行発足以來、任期はときどきにばらばらにまいるという関

係にございしますので、いつ一斉に任期がくるというわけではございしません。

○戸田菊雄君 一斉になつても、二年目ごとに改選期になるわけですから、再任その他でやつてこられても、そういう状況になつておるわけですから、いまおそろく名簿に載つてゐる方々でございまして、これは全く業界の、確かにその人自体で考へるなら、広範なきつめて卓越した見識を持つ有能な方だと思ふのだが、どうしてもこつちに寄つてしまひますと、何か総裁には、どういふことでも賛成するようないう人の方が多くに私は思ふのです。もう少し総裁に具体的な意見を言えるような、そういう人も、やはり備へておいてほしいのじゃないかと思ふのですが、その辺は総裁どうですか。

○参考人(石原周夫君) 具体的な人の名前は後ほどごらんいただくと思ひますが、いづれも非常に経験の深い方々でいらつしやるわけでありまして、ただいまのおことばのように、私に御遠慮なさつて御発言なさるような方ではなくて、それは私どものおりまですところ御自由に御発言をいたしておるわけでございします。

○戸田菊雄君 私の言つてゐるのは、総裁に遠慮してものを言わないということじゃなくて、大いに言うのだけれども、総裁とすべて一致してしまふということが、どうもやつぱりそういう意味では困るのじゃないかといううなことであつて、理事の場合でも、私はそうだらうと思ふのです。そういうことについては、もう少し本来の融資体制についても、大臣が言われたように、社会資本充実なり、あるいは公共福祉なり、公営事業なり、こういうところ、いまの高度成長で、重化学工業中心にやつてきたパターンというものを、若干軌道修正していくのだといううなことを、若干前途に対する勇氣あるような人も一、二入れてもいいのじゃないかと、こういう気がするので、これはどうですかね。総裁として検討する意

思はあります。

○参考人(石原周夫君) 理事のほうのお話でござ

いまするが、本行内部の出身者と、外部の出身者と相半ばいたしておるわけでございますが、内部の出身者も、もちろんこういう社会開発に非常に重点が置かれておる業務の中で育ってきた人でありまするから、これはもちろん業務の精通者でございますけれども、同時にまた政策のあり方、今後どういうふうに関係銀行の方向を持っていくなかという点について意見をもちろんと十分に持つておる人たちでございますが、同時にまた、各省なり、日本銀行あたりから来ておられる方々は、これはやはりそのおのの経験において、まさに社会開発とか、そういうような政策の転換、政策の重点化というものに深い経験を持つておる人たちでございますから、私もそういうような人たちと合議をいたしまして、よく政府がどう考える、あるいは世の中でどう考えるかというようなことは、いまの仕組みで相当反映し得る仕組みになっておるといふふうに考えております。

○戸田菊雄君 それからも一つは部内登用ですね、これはやっぱり私は役員領域まで登用を広げていくべきだと思ふんです、すばり言って。そういう点の考えはどうですか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど申し上げましたように、役員半分が部内出身した人間でございます。その数があるいはもっとふやしてはどうかという御意見であるのかもしれませんが、私どものほうは、御承知のような非常な数の多い政策金融、役所にいたしましても数省にわたります仕事をいたしておりますものでございまして、その政策を十分に反映し得るといふ意味でやはりそういうような経験の出身者がいてもらうことが、政策、政府の考えるところを具体的に実現してまいります上で、部内出身者が半分、外部の出身者が半分というところが一つのまあ目安であらうかというふうに考えます。

○戸田菊雄君 いま参考人の六名の氏名いただきました。御存じのように、融資先の代表メーカ代表なんですね。だから、何ということはない、

業界の代表がイコールいま開発銀行の参与になっていると言つても私は過言じゃないと思ふんです。融資内容を見れば——たとえば新日鉄の社長さん。あるいは東洋紡績相談役。あるいは木川田さん、これは総理諮問の政策審議会委員でもあるわけですね、東電の会長さん。それから植村さん、経団連の大御所ですよ。それから東畑精一さん、これは税関の会長もやっておられます。あと有吉さんでしょう、これは日本郵船会長。そうすると、みんな鉄や造船やこれ融資関係にいくんだから、たとえば四千三百何と言つたつて、業界の代表が行つて総裁と相談をして適当に金を分担方式で使つていらつしやる、まあこんなことに直感的に印象を受けるような構成なんです。

これでは、だれが見たつて、開発銀行本来の法律に基づいた目的や何かでもってほんとうにこれからやつていくという公正、適切な運用、融資体制ができるのかどうか。この実態を見てもそうです、メンバーを見てもそうです。だから、もう少し——業界代表を入れるとは言いません。あなたのほうの政策立案、相談あるいはアドバイス、いろいろあるでしょう。だから、それは代表一名とか二名なら私も了解しますよ。それで、あと学者のそういう面に対する専門家もいるわけですから、あるいは実際融資を受ける、使つていく、その業界のほんとうに苦労しているそういう者もいるでしょう。そういう者を総合的に判断をして、人的構成というものをやるべきじゃないか。これじゃあまりにも片寄り過ぎていると思ひませんか、こういうことですが、どうですか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど来申し上げておりますように、融資と関係のある業界の方もおられますが、しかし、まあ皆さん御承知でいらつしやいますように、これらの方々は必ずしも当該業界の利益だけを考え、当該業界の立場だけを考へて御発言なさる方々ではございませんで、長い経験も持つていらつしやいますし、幅の広い視野も持つていらつしやいますから、したがつて、

政府の持つております政策、それをどう理解をし、どう融資の上に具体化していくかということにつきましましては、十分な識見をお持ちであるといふふうに私も考えるわけでありまして。まあ一人学者の方がいらつしやいますけれども、この方は全く業界に関係ございせん。ほかの方々もみなある程度会社関係のおありの方もございまして、けれども、私も承知をいたしますところでは、当該業界、なかんずく当該会社のことについて御発言なさるといふ例は全然ございせんから、そこら辺は全体を考へてこの方々は御発言をいたしておりますし、十分それで私も対応するアドバイスとして拝聴いたしておる次第でございます。

○横川正市君 ちょっと関連して。人が中心になつて企業が動きまわす。それが寡占、独占化していくわけですね。そういう企業が發展していく中で個人のいうものは、それは確かにりつぱですね。しかし、いま当面している日本の問題というのは、そういう企業の、言つてみればエゴイズムが非常に問題になつて、それで今度名称を変えて、融資の対象を改革させてきたという、そういう経緯があるわけですよ。だから、いま戸田委員が言うように、なるほど人で運用されておるんですから、人は確かに大切で、その立場立場で用いることがいいと思ひけれども、目的が変わつてきたときに、それでいいかという問題があるのじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○参考人(石原周夫君) 私どものほうの融資の重点がかわつてまいりましたことと、それから具体的に参考人のお話でございまして……

○横川正市君 ええ。

○参考人(石原周夫君) 参考の方々が代表しておられた業界との関係かと思ひますが、先ほど来申し上げておきますように、具体的な鉄の融資あるいは繊維の融資あるいは電力への融資ということにつきましましての御議論を、そう、ただこうとは思つておりませんので、開発銀行全体としての

こういうような融資のこと、それは、たとえば毎月具体的なものが出てまいりますから、具体的なものを中心にして議論をすることは相なるわけでございますけれども、しかし、全体の方向に照らして、どうであらうかという御議論であらうかと思ひます。それには、私どもの考えますところでは、いま参与になつておられる方々は、先ほども申し上げておきますように、自分の関係会社あるいは自分の関係業界、そういうものの立場を離れてお話をいたしておると思つておりますし、またそういうふうなお立場の方々はなかなかというふうになつておられます。

○横川正市君 そう考へられないという面があるの、部分的には人的構成少し変えてみたかどうか。たとえば今度土地開発なんかで、私鉄なんかの沿線の駅前なんかの整備の問題が出てくると思ひます。そういう新たなものが出てきますね。私はちょっと説明を受けたときに、物価の問題とどうでしょうか、あるいは財政刺激によるインフレの問題とはどうだろうか、さらに開発するとすれば、技術面とか人的面からどうだろうか、いろいろな困難な問題が出てくるが、きわめて有効な一つの投資だというふうな判断をしたんです。しかし、そういうふうな新たな目的が出てくるに、それを消化できるような人的構成は考えられているかどうかということとあわせて、先ほどの質問を考へたわけですから……

○参考人(石原周夫君) ただいまのお答えの後段に関連をいたさかと思ひますが、先ほどごらんをいただきましたように、ふやしてきておるわけでありまして。これは技術的判断、しかも、相当新しい技術でございまして、私どもの銀行におきまして、職員もそういうようなことをできるだけ勉強するようにいたしておりますけれども、何ぶんにも新しい技術を具体化するということになりますと、なかなか職員の知識をもつては無理が出てまいります。したがひまして、私どもの

ほうは、大学の先生でございしますとか、あるいは具体的な経験をお持ちの方の何人かをお願いいたしまして、技術顧問という制度がございします。その方々に御相談をいたしまして、これは国産技術開発という名に値するかどうか、ほんとうに波及性も高い、あるいは新規性も強い、そういうような、また企業としてもそれはプラスになるというような点の判断をいたしまして、そういうことをお願いをいたしまして、その上でわれわれのほうの融資をやっておるわけでありするから、いまお話しの後段にございした技術的な点につきましては、実は参考会というような仕組みじゃなくて、もう少し具体的な融資業務に即しました形で、これはもっと参考会なんかよりひんばんにやっておく、また十分御検討をいたしたかなければならぬものでございしますから、そういうような仕組みのものもやっておるわけでありする。それと、参考会というものは、ちょっと運用が違ふわけございまして、参考会のほうはもっと大きな方向づけの問題でございしますから、こちら辺においでになる方々は、これは企業の立場を離れて、あるいは財界団体でも、そういうことを考えておられる向きもあるかと思ひますけれども、同時にまた、個人の見識なり、個人の持つていらしやるお考えなりとしてもお考えをいただいておりますので、参考会はそういうような、もう少し大きな方向のやり方についての御意見を伺うということに相なっております。

○横川正市君 ちよつと起点が——私も、いまの財政経済運営面です、そういう面から寄与されてきた頭腦的なものは、今日から以降においてはそれはそれのためにならなくて、新しい一つの方向というものを造らないとならぬのじゃないかという、いわば発想の転換につながるような、そういう人的構成にする必要があるんじゃないかという、その出発点を変えておるわけですよ。だから石原さんの言うような、人の点を私は無視するわけじゃないけれども、十人いるなら十人、六人なら六人のうちの、一人か二人そういう方向へ転

換をしてみたらどうか。たとえば地方自治団体のだれかを入れるとか、あるいはいわば行政面のベテランのだれかを入れるとか、そういうことをやりながらやらないと、地域開発につながる問題ですから、私はそういう大きな一つの方針として出す場合でも、いささか頭腦的に欠けるところが出てくるんじゃないかと危惧するわけですね。

○竹田四郎君 いまの点ですけれどもね、いまの戸田委員あるいは横川委員から言われた問題ですね、これはほかの銀行なら、私はそういう考えでもいいと思うのですよ。ここでわざわざ銀行の目的事項を変える時期にきておる、この変えるというものは、ただ銀行のほうから主體的に変えるというのではなくて、やっぱりいまの時勢というものが、昨年以来のあるいは公害問題、その前からの公害問題、あるいは過密、過疎の問題、あるいは人間の尊厳の問題、こういう問題が国民の間で非常に強く議論をされておる。こういうものを踏まえて、いままでの産業開発という、戦後のあり方から銀行のあり方が変わっていかなければならぬ、社会のあり方が変わっていかなければならぬ、こういうことから、私は今度の法改正の問題が出たと思うのですよ。私聞いております、いままでの融資の限度額を、六倍から二十倍にするところか、何か非常に重大なような、そういう感じを、あなたの答弁からはそれ以外には感じられないのですよ。融資のワタを広げさすればそれでいいんだということであつては、私はいまの時代に困ると思うのですよ。もっと頭を切りかえていただいで、いままで産業開発ということに力を入れてやってきたその功績は一応認めますよ。しかし、それがいま少し行き過ぎになつてきた、社会開発のほうがおくられてきた、バランスがとれないというところに、いまのいろんな社会問題というものが私はあらわれてきていると思うのですよ。その中に、一つは財界と政府の癒着の問題もたいへんきびしくこれは議論をされておるわけですね。公害問題なんかの一つ一つの事例に私はそ

のことがあらわれていると思う。そういうことであれば、先ほど述べられた六人の方々、個人的に見れば非常にりっぱな人です。確かに経験も豊富な人なんです。しかし、これを国民全体の立場から見て、はたしてあなたのおっしゃられるように国民は判断するかという、私は必ずしも判断しないと思う。政府機関でありするから、やはり国民全体の合意が得られるような組織、人の配置、こうしたことを考えなければ、やはり開発銀行というものが幾ら何をしようとしても、私は、国民から、それは政治と財界の癒着というふうな非難しか受けられない、こういうことになると思うのです。ですから私は、先ほど戸田委員あるいは横川委員のおっしゃることも、だと思ふ。そういうふうに変えていかなければ、法律を、第一一条を変えていっても、そういうものがある感じがするものを、国民大衆は私は受けたいと思ふ。じゃこれをほかの中立的なそうした人たちに、かえていったつて、別にこの人たちが六人以外に、知識が該博な人が、あるいは経験が豊かな人が六人以外にはないというわけじゃないでしょうか。そういう意味で私は、半數ぐらいはここで、いままでのような選考の考え方ではなしに、やはり新しい観点に立つてこの辺も変えていかなければいけないと思ふのですが、どうですか。

○参考人(石原周夫君) 発想の転換という時代でございしますので、私どもの融資につきましても、今回法律改正をお願いをいたしております。よりなものの考え方を切りかえるという趣旨に相なつておるわけでございます。ただ私どもの融資の従来の状況につきまして、前回以来お話し申し上げておりますように、私どものやっております融資そのものが、この過去数年の間にそういう方向に変わり、これがいよいよ顕著になるという状態であるかと思ひます。と同様に、私どもがいま融資を扱っております事務、そのやり方を発想の転換ということで考えてまいらなければならぬわけでございますけれども、同時にま

た、そういうようなものをやっておりますときに、御相談をする相手の方々といたしましては、やはり経験が豊富であつて、しかも視野の広い方々、何も産業界出身であるから、産業にこだわるといふようなことのないような方々をお願いをいたしましておるわけでございますから、この六人の方々が、任期が参りましたとき、絶対にかえられないということを固執するつもりはございしません。ございせんが、現在までの私どもの運用といたしましては、非常に幅の広いところから御意見を承り、私どもとしても十分それによつて利益を得ているという状況にあることを申し上げておきます。

○竹田四郎君 参考の人たちの、おそらく有吉さんは最近おかわりになつた方だと思ふのですが、その他永野重雄さん、阿部孝次郎さん、あるいは木川田さん、植村さん、こういう方々は一体何期やられておるんですか。

○参考人(石原周夫君) この中で非常に長くやつていらつしやる方は一名ないし二名じゃないかと思ひます。

○竹田四郎君 だれですか。

○参考人(石原周夫君) 上の二人はやや長うございます。

○竹田四郎君 上の二人というのは、永野さんと阿部さんですか。

そういう意味で、私はやはりいままでの経歴を見て、どうも産業界に寄り過ぎておる。これは理事の立場でもぼくはそうだと思ふんですよ。なるほど四名はえ抜きの人だといふふうに聞いております。あとの四名の方というのは一体どこから来た人なんですか。私は運輸省、通産省、大蔵省、日銀という方面から来たといふふうに承つておるんですけれども、そういう人たちは、相変わらず、運輸省と言へばこれはもう海運といふふうな結びついておるわけですよ。それから通産省といへば電力とか鉄鋼とかまあこうした面の、

〔理事柴田榮君退席、理事嶋崎均君着席〕

特に通産省は最近では業界における代弁者ではな

○竹田四郎君 次官、石原総裁が大蔵省の大先輩である、そういうようなことで遠慮することはないんですよ。これは国民の金なんですからね。

そうすると、国民はいま何を願っているのですか。都市の生活でどう苦しみ、過疎の地域でどう苦しみ——これは苦しんでいるんですよ。そうしたならば、そういう意見がどこかで代表されるような形というものが、どこかにあらわれてこなくちゃいかぬじゃないですか。そういうふうにあなたは思いませんか。そういう意味で、どうしてもこの法律を改正することを機に、そういうような人事配置をこの中に加味していく、こういうことをこの次からやるべきだと私は思いますよ。それでは、こういう法律を論議する意味はないんですよ。そう思いませんか。

○政府委員(船田譲君) 産業の発展中心から、産業開発、経済及び社会の発展に寄与するというふうな発想の転換が行なわれますことは、この開銀法の目的の変更にとどまらず、今年度の政府の一般会計の予算におきましても、その考え方が貫かれたわけでございまして、いま竹田委員が言われたことは、ごもっともでございますけれども、いま直ちにこの法案の改正の機に、任期を残しておる参事なり理事なりを、いまの御趣旨のようになすかえらと言ふことは、これはなかなかできませんけれども、私が先ほどから申し上げておりますように、それぞれに任期のあることでございまして、その任期のかわりますときに、監督官庁でありますところの大蔵省といたしましては、この委員会での御議論の焦点がそこにございまして、十分に留意をいたしまして善処をしておりますこと、こう考えておるということをお答え申し上げます。

○竹田四郎君 それでは、今度の理事及び参事の任期の改選——私はその途中でやれとも言っていない。首切つてまでやれとは言っていないわけじゃないんですよ。だから、今度の改選の機にはそれをやるということをお約束してくれませんか。

○政府委員(船田譲君) そこで、私がこの次の時期に具体的にとりかかるといふことを約束申し上げるというところは、これは私自身の任期もあまり長くないと思ひますし、ここで申し上げることは僭越に過ぎると思ひます。やはり大蔵大臣にも十分竹田委員の御意見を報告しまして、その指示を仰いでまいりたいと思ひますけれども、監督官庁である大蔵省の一員といたしまして考えますことは、先ほど来申し上げたとおりでございます。

○竹田四郎君 あまりそういうふうな責任ののれをしてもらいたくないと思ふんですよ。私は船田さんに話をしますのならば、個人であなたの部屋に行つて話をしますよ。公式の場で話をするとするのは、大蔵次官に私は話し、大蔵次官の発言として私は聞いていますわけですからね。ですから、私は任期があまりありませんか、そういうことならもう一切ここで議論する必要はないわけですよ。その点はお取り消しをいただきたい。

○政府委員(船田譲君) ただいま私が御答弁申し上げました中で穩當を欠くと思ひますことは取り消したいと思ひます。ただ申し上げたいことは、人事は非常に重要な問題でございますから、私自身がここで大蔵大臣を差しおきましてこういたしますと申し上げることはいかかかと、こう申し上げたわけでございます。

○竹田四郎君 もしそういうことだったら、この次大蔵大臣にひとつ出てきてもらひまして、私はこの点をほつきりさせなければ、この法案を通すわけにはいきません。その点ひとつ委員長からよろしくお取り計らいいただきたいと思ひますが、どうですか。

○理事(栗田栄君) 竹田委員の御発言は了承しました。次の理事会で御趣旨に沿うように相談をさせていただきます。

○竹田四郎君 それから、国土開発関係の融資につきまして、北東開発公庫との関係はこれはダブらせないようになっているわけですね。だから、その地域で、たとえば北海道東北地方、この場合の国土開発、地域開発、これについてのお金というものは北東公庫のほうから出されて、開発銀行のほうから出していかない、こういうことですね。

○参考人(石原周夫君) 地域開発という金がございまして、これにつきましては、私も北海道東北地域以外の地域の、いわゆる後進地域に対する融資をいたしておるわけでありまして、その点の地域区分はきわめて明らかになっておるわけでありまして、たとえば電力でありますとか、そういうような、いわば全国的な視野で融資をされまします分がございまして、これは北海道東北地域に對しましても開発銀行が融資をいたしております。しかし、後進地域の開発という趣旨の融資につきましては、せつ然と区分がされておるわけでございます。

○竹田四郎君 この面で見ますと、北東公庫の融資ワットと、開銀の融資ワットというものはほとんど同じ金額ぐらいたつと、こういうふうな申し上げてよろうかと私は思ふんですけれども、こういう形でやりますと、もちろん北海道、東北——過疎地でございますから、それは北東公庫がやられるのは当然でありますけれども、そのあれでいきまは、過疎現象が起きております九州なりあるいは四国なり中国、北陸、そういうところに割り当たっているところの地域開発のお金というものは、比較的相対的に輕視をされておるというふうなことにはなりませんか。

○参考人(石原周夫君) 竹田委員がお話しになりましたように、開発銀行の地方開発ワットと、北東公庫の地方開発の資金は、同額というところに最近相なっているわけでございます。地域の広さと申しますか、そういうようなことで差があるのではないかと、そういう点でございますが、先ほど申し上げましたように、私どものほうは、いわば全国的視野において融資をいたしますものは、北海道、東北地域においてやっておるわけでございますが、その限りにおきまして、私どものほう

が、北東地域にも融資をいたしておることに相なるわけでございますけれども、なおそれを含めてみましても、割合から申しますと、北東地域のほうがやや厚いということであらうかと思ひます。ただこれは非常に数字的に分析をすることはむずかしいことでもございまして、何と申しましても、私どもの担当しております地域のほうは、一般的な民間資金と申しますか、そういうようなものがよけい出得る地域である、北東地域のほうがそういうようなものが少なく、財政資金に依存せざるを得ないという面があるいは多いかという感じはいたしますけれども、ただこれは数字的にその比較がしにくいものでございまして、その差があるのかどうかのとき数字になつておるといふことは申し上げられませんが、一つの傾向としてはそういう感じもあるかということはおし上げられると思ひます。

○竹田四郎君 これはおたくのほうからいただいた資料ですが、たとえば人口との対比を見てみますと、北東の場合、開銀の一般資金と北東公庫これを合計したのを見ますと、北海道地域は千人当たり五百三十八万円、それから東北地域は二百九十七万円、それから北東公庫の対象外になっているところの九州の場合には百八十八万円、それから四国は二百四十八万円、中国が二百四十五万円、北陸は人口が少くないことですが、五百六十九万円になつておりますけれども、いづれにしても九州、四国、中国これと比べると、おそれなく、その他の一般資金でいっているわけですが、これは一般資金入っているわけですが、それにしてもこの地域というのはいへん少ないんです。こういうものは当然私は是正していかなければならぬのじゃないか、地域開発ですから、そういう点ではバランスをとっていかなくちゃいけないんじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいま御指摘のように、その間のバランスには常に氣をつけてまいらなければならぬと存じております。ただ、その

が、北東地域にも融資をいたしておることに相なるわけでございますけれども、なおそれを含めてみましても、割合から申しますと、北東地域のほうがやや厚いということであらうかと思ひます。ただこれは非常に数字的に分析をすることはむずかしいことでもございまして、何と申しましても、私どもの担当しております地域のほうは、一般的な民間資金と申しますか、そういうようなものがよけい出得る地域である、北東地域のほうがそういうようなものが少なく、財政資金に依存せざるを得ないという面があるいは多いかという感じはいたしますけれども、ただこれは数字的にその比較がしにくいものでございまして、その差があるのかどうかのとき数字になつておるといふことは申し上げられませんが、一つの傾向としてはそういう感じもあるかということはおし上げられると思ひます。

○竹田四郎君 これはおたくのほうからいただいた資料ですが、たとえば人口との対比を見てみますと、北東の場合、開銀の一般資金と北東公庫これを合計したのを見ますと、北海道地域は千人当たり五百三十八万円、それから東北地域は二百九十七万円、それから北東公庫の対象外になっているところの九州の場合には百八十八万円、それから四国は二百四十八万円、中国が二百四十五万円、北陸は人口が少くないことですが、五百六十九万円になつておりますけれども、いづれにしても九州、四国、中国これと比べると、おそれなく、その他の一般資金でいっているわけですが、これは一般資金入っているわけですが、それにしてもこの地域というのはいへん少ないんです。こういうものは当然私は是正していかなければならぬのじゃないか、地域開発ですから、そういう点ではバランスをとっていかなくちゃいけないんじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(近藤道生君) ただいま御指摘のように、その間のバランスには常に氣をつけてまいらなければならぬと存じております。ただ、その

が、北東地域にも融資をいたしておることに相なるわけでございますけれども、なおそれを含めてみましても、割合から申しますと、北東地域のほうがやや厚いということであらうかと思ひます。ただこれは非常に数字的に分析をすることはむずかしいことでもございまして、何と申しましても、私どもの担当しております地域のほうは、一般的な民間資金と申しますか、そういうようなものがよけい出得る地域である、北東地域のほうがそういうようなものが少なく、財政資金に依存せざるを得ないという面があるいは多いかという感じはいたしますけれども、ただこれは数字的にその比較がしにくいものでございまして、その差があるのかどうかのとき数字になつておるといふことは申し上げられませんが、一つの傾向としてはそういう感じもあるかということはおし上げられると思ひます。

○竹田四郎君 これはおたくのほうからいただいた資料ですが、たとえば人口との対比を見てみますと、北東の場合、開銀の一般資金と北東公庫これを合計したのを見ますと、北海道地域は千人当たり五百三十八万円、それから東北地域は二百九十七万円、それから北東公庫の対象外になっているところの九州の場合には百八十八万円、それから四国は二百四十八万円、中国が二百四十五万円、北陸は人口が少くないことですが、五百六十九万円になつておりますけれども、いづれにしても九州、四国、中国これと比べると、おそれなく、その他の一般資金でいっているわけですが、これは一般資金入っているわけですが、それにしてもこの地域というのはいへん少ないんです。こういうものは当然私は是正していかなければならぬのじゃないか、地域開発ですから、そういう点ではバランスをとっていかなくちゃいけないんじゃないかと思ふのですが、どうですか。

表の先のほうの二欄目をごらんいただきますと、おわかりいただきますように、民間設備投資のバランス、これが絶えず変わっておりまして、けれどもたとえば九州、四国、中国、北陸合計をいたしますと一兆五百九十九億、それから北海道、東北地区がこれに比しますと、はるかに落ちておりまして三千四百八十八億というところに相なっておりますので、政府機関をいたしましては、これらの民間の設備投資の動向を絶えずながめながら、これを補充するといふ形で運営をしまっているという観点から、ただいまおっしゃいましたような開銀と北東だけを足してみますとかなりアンバランスな状況を呈しているわけでございます。今後民間の設備投資との総合的なバランスを絶えず見ながら考えていくべき問題であるかと存じます。

○竹田四郎君 どうもやはりここで開発銀行の問題で議論することになると、常に民間の設備投資が中心になる。ほくはそれはなるほどいままではそうであった、よかったです、が、少なくとも今後は私はそうあつてはいけないうのだから、そのうち、それが大蔵大臣も述べ、総理大臣も述べ、企画庁長官も述べた私は発想の転換であらうと思う。ですから、こういう地域開発について、のそういうアンバランスというものは、私はもう少しこれを、やはり東北の地方の人も北海道の人も、あるいは九州の人も、沖縄の人も、これは日本人なんです、同じように。それぞれの能力に応じて税金を払って国民なんです。これはやはりバランスをある程度——これでは少し大き過ぎると思うのです。アンバランスが、もう少しバランスをとることを考へての投資にしたらわななれば——やはりある地域だけに金がおいて、他の地域はおかないということでは、一番困つておる過疎、過密の問題というものを促進していつてしまふのではない、こういうふうにするものですか、今後この点を十分留意してやってもらわなければいけない、こういうふうにするわけですか。

の決算報告書を見ますと、この滞納になつてる分野が、石炭それから海運、これにかなりの金額が出ていてわけですが、四十六年末ではこれは大体どのくらいの金額になつておりますか。まだ出ておりませんか。

○参考人(石原周夫君) 四十六年度末の金額は、まあ、ちよつといふ決算を締めておりますところ、ちよつといふ手元にございせんが、四十六年九月末の数字はございせん。

○竹田四郎君 どのくらいになつておりますか。

○参考人(石原周夫君) 四十六年三月末が二百五億一千九百万円でございせん、これは延滞額でございますが、それに対して四十六年九月末は百八十九億九千六百万。

○竹田四郎君 これは全体のものですね。

○参考人(石原周夫君) さようでございます。

○竹田四郎君 その中で石炭関係の滞納ですね。まあ仕事をしているのは、石炭事業再建整備臨時措置法ですか、まあこれによつて今後も交付されていくだろうと思うのですが、すでに閉山してしまつて事業を廃止した会社ですね、その借りていた金、それは四十五年度の会計検査院の報告によると百九十九億ということになつておりますが、この金額はある程度わかるのじゃないですか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど申し上げました百八十九億九千六百万、九月末の数字でございせん、その前の三月末の二百五億一千九百万の内訳でございせんが、そのうち石炭関係が百七十一億一千九百万、九〇%くらいになります。おそれくこの割合は四十六年九月末の数字でもあまり変わりないと思ひますが、大体そこら辺のところだといふふうに御承知をお願いしたいと思います。

○竹田四郎君 この事業をやめてしまつて、会社

がなくなつた部分についての弁済を受けておらない金というのはどう措置するのですか。

○参考人(石原周夫君) 延滞額は、いまのような額でございます。それから延滞しておりますが担保もございせんから、時間がかかりますが、担保を処分いたしましたして、その上でほんとうの損失が出るわけでございます。今日まで銀行始まつて以来償却をいたしました額が三十三億に相なりま

す。それはほんとうにもう担保を処分もし、保証人も追及した上でほんとうの純損に相なりました形でございます。

○竹田四郎君 そうするとこの三十三億というのは、結局利益金の中で補てんしていく。そうすることによつて、あとはこういうものは石炭関係では出ないといふふうになるのでしょうか。あるいはまだこういうものが将来出てくるというふう

に踏んでいいのですか。

○参考人(石原周夫君) この額はほんとうの欠損処分をいたしました額でございますから、したが

いまして、今日延滞の百八十九億あるということ

を申し上げましたが、このうちにはまだ担保もございまして、これから担保処分をいたしますと仮定の分もございまして、したが

いまして、三十三億と申しましたのは、今日までに欠損処理をいたしました分でございます。これに對しましては貸し倒れ準備金というものがございまして、毎年々々計上いたします滞りがちの償却に見合います金を、その積み立て金のほうから引き落としまして処置をしてきておるわけでありまして、したが

いまして、三十三億というものが、いままで貸し付けの延滞準備金から引き落としました額の合計額に相なるわけでございます。

後段のお尋ねの、これでおしまいかという点につきましまして、そうではございせん、百八十九億という延滞のうちで、これから担保処分をいたしまして、そのうちの何がしかが将来にわたつて欠損と相なる額だといふふうにお考えをいた

きたいわけでありまして。

○竹田四郎君 海運関係の利子の猶予額、これは

一体どのくらいになつておりますか。

○参考人(石原周夫君) 利子の猶予額とおっしゃいますのは、この前の再建整備法に基づきまして、利子の棚上げをいたしましたその額かと思ひますが、それが三十九年度から四十四年度にかけ

まして三百五億九千万でございます。これは今後におきましてある割合で二十年間に償還をしてもらうことになつておりました、これが四十年以降現在まで、四十六年度までで二十六億ほどに相なりま

す、入りました金。四十七年度におきましてもさらに十二億を予想いたしております。これはいま申し上げましたように、二十年間にどういふふうにして払っていくかという割合がきまつておりますから、まだこれから何年かにわたりまして毎年定額償還をしていくことに相なるかと思ひます。

○竹田四郎君 四十六年度の二十六億というものは、計画どおりきつと入つていて、遅滞ということはないんですか、遅滞があつたんですか。

○参考人(石原周夫君) 四十六年度まで、きまりました年額どおり入つてきておるといふふうに承知をいたしております。

○竹田四郎君 どうもこれは利子を海運界には、いままでの融資から見ても、私はほかの企業に比べれば、産業に比べればたいへん手厚い保護を与えておるかに私は思ひます。一般的にどういふふうにかわつておるかわかりませんが、私はすいぶん手厚い保護を与えておると思ひます。そしてしかも猶予された三百五億を、二十年間というのとはどうも長過ぎるんじゃないですか。もう少しこれは縮めてもいい問題じゃないですか。どうも私は、先ほど言ひましたように、海運業界というのは、少しこ

ういう政府の保護政策の中で甘え過ぎておるのではない、こ

ういう感じがするわけ

です。最近の日本の海運業界を見ましても、積み取り比率なんかを見ましても、そんなに私向上して

いるとは思ひません。そういう点で少し甘やかして過ぎておるという感じを私は受けるわけですね、

でも、もう少しこ

ういう点は利子もびしと納めさせるような体質改善を海運業界に私はやらせるべきだと思ひますがどうですか。

○参考人(石原周夫君) いまの点は、償還方法がきめられておりました、二十年間に一定額を償還することに相なつておるの、海運業の再建整備

に關する臨時措置法に基づいてやっておるわけでありまして、これは一応そういうことで年利がきまつておるわけでありまして、今後もこれで延滞することがないように十分取り立てをいたさなければならぬというふうに考へておりますし、今日までのところ延滞をいたしておるというわけでもございません。

なお全体としての措置でございますが、この當時海運界は非常に苦況にあつたわけでございますから、民間にも利子のたな上げをしてもらうと同時に、財政融資の利子につきましても、たな上げをいたしたわけでありまして、すでにとられまじ政策の、いわば残りが今日残つておるわけでございますから、私どももいたしましては、これが十分間違ひなく支払われるよう、今後督促をいたすつもりでございます。

○竹田四郎君 それはそうとして、どうも私は日本の海運界を見まして、これだけ国民の金をつぎ込んで、必ずしもそれだけの効果というものはあつてゐるようには思われぬわけですね。積み取り比率なんかが一番大きい私はひとつの指標だと思ひますけれども、もう少し国民の金を当てにしないで、みずからの努力で積み取り比率をもつと高めていたで、これは戦前はおそらく積み取り比率五〇％以上だつたと思ひます。戦後はその五〇％台というのはなかなかいきやしないですよ。その辺で私は、やはり海運業界がもつと真剣にならなければ、幾ら開銀がその利子を納める納めると、計画どおり取ろうとしても、片方のほうでまた海運の救済の何とかというふうなことになると思ひます。確かに海運というものは、かなり運賃の高下が激しいものであるというところは私も知つておりますが、もう少し積み取り比率を高めておかなんとか、そういうような手段で、経営體質をもう少し改善してもらわなければいかぬと思ひますが、その点総裁はいまのままでいいと思ひますか。

○参考人(石原周夫君) 今日まで、おっしゃいますように計画造船で、いわゆる大量建造というこ

とをいたしてまいつたわけでありまして。ただ、去年くらいまでは経済の伸び率が非常に大きいものでございまして、したがひまして、現実には積み取り比率に見るべき改善がなかったという点は御指摘のとおりでありまして、大量建造しなれば積み取り比率はもう少し下がつたのだらうと思はれるのでございまして、結果的に見れば、大量建造をいたしまして、やつと積み取り比率を維持した、こういうことでございまして、したがひまして、今後どうするか、問題はまたこれからの問題でございまして、今日までのところにおきましては、海運業界も、今日また円の調整というふうな問題もございまして、それからまた御存じのように、運賃が世界的に低落をいたしておるものでございまして、非常にむずかしい状況にございまして、何と申しまして、再建整備を始めましたときに比べますれば、立ち直つてきておるといふことでございまして、先ごろ、四十六年からのいままでの融資比率も引き下げましたし、利子補給も引き下げました。四十八年以降にはまた一段と利子補給の引き下げを行なつた。海運の利子補給は、四十八年以降は、コンテナを除きましては、ゼロに相なるといふようなことになつております。したがひまして、海運業界の業況の改善に伴います適用措置はとられつつあるわけでありまして。

ただ、何ぶんにも近ごろは、いまの円の切り上げの問題と、世界的に海運不況の状況におちいつてゐるものでございまして、これをどうするかというところは、今後なかなかむずかしいと思ひますが、今日までのところは、そのときに応じました措置を、そのときどきにとつてまいつております。そういうのが今日までの状況でござい

○竹田四郎君 これを最後にしますが、私は、海運業界の対応というのは非常におそいと思ひます。日本が海運国であるといふことでありながら、もうとにかく日本の船なんかを見ましても、世界の趨勢というものは、コンテナ輸送になつてい

るにもかかわらず、日本の船というのは、必ずしもそういう体制になつていない。もう運輸手段というものは、国際的に見ればどんどん進んでいる。しかし相変わらず日本の海運界というものは、そういうものに対する対応が非常におそい。したがひて、コンテナにいたしまして、あるいはラッシュボートにいたしまして、非常におそいわけですね。あるいはLNGのタンカーにいたしまして、海運業界はおそ過ぎる。したがひて、いつまでもたつても積み取り比率が高まるというところはないと思ひます。そういう点でとくと私は、開銀が一番大きな融資をしてゐる海運関係が、もう少し世界を見る目を鋭い目で見、世界の海運状況がどうい

う方向に動いてゐるかというところを見ていかなければ、計画造船に金をたくさんやつても、古い型の船をつくつても、役に立たないわけですね。おそろ今後におけるところのライナーにしても、あるいはその他の船にしても、おそろスピードなものになつてくると思ひます。そういうところ

に、先ほども参考の方がたいへん経験が深いと言つてゐるのですが、私は経験が深いとは思ひませんが、そういう世界の趨勢を見る目のある人が参考にならない。そういうふうには海運業界あるいは造船業界というものを指導していかなければ、それは積み取り比率が高まるわけはないですよ、古い船を持つていつて。そういう点でとくと私は、特に海運業界というものはたくさんのお金を貸してゐるだけに、ほんとうの将来の世界の海運の中で、ケイ目でも動向を察知して、そのために金を貸していくといふふうにするように、総裁のほうも大いに努力をしてもらいたいと思ひます。いかがでしょう。

○参考人(石原周夫君) 政策の問題でございまして、運輸省のほうからお答えするのがほんとうだと思ひますが、ただいま竹田委員のお話のございましたコンテナの問題につきましても、先ごろヨーロッパはコンテナ化をいたしましたし、今度

ニューヨーク航路をコンテナ化することとございまして、大体主要航路のコンテナ化というものは、本年度中に大体一段落をいたすかと思ひます。なお、そのうちに、いまおっしゃいましたLNG—液化天然ガス—を運ぶ船というものがございまして、これはおそろ非常に近いうちに日程にのぼつてまいらうと思ひます。こういう問題、これは非常に高い船でございまして、どういたしまして、計画造船上の今後の非常に大きな問題であらうかと思ひますが、なお全体といたしましての海運界、先ほどちょっと申し上げましたように、なかなかむずかしい状況にございまして、それから竹田委員御指摘のように、しかもなお新しい事態に対応していかんやならぬこととございまして、これは運輸省の問題でござい

ます。私どもも融資の担当者として、十分そこらは竹田委員御指摘のように、対応を誤らないように、私どもとしても十分頭を置いてやつてまいりたいといふふうに考へます。

○理事(柴田榮君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、五月二十五日午前十時から開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十分散會

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十五日)

- 一、所得税法の一部を改正する法律案
- 一、法人税法の一部を改正する法律案
- 一、相続税法の一部を改正する法律案

所得税の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

公衆の日

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

4 新法第二百四條第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五條第一項第三号の規定(新法第二百四條第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る)は、昭和四十七年六月一日以後に支払うべき当該使用料について適用する。

法人税法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則

1 この法律は、公布の日 昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

相続税法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則

1 この法律は、公布の日 昭和四十七年四月一日から施行する。

3 新法第十九条の二第二項に規定する配偶者が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した場合において、当該相続又は遺贈に係る新法第二十七條第一項の規定による申告書の提出期限がこの法律の施行の日から起算して六月を超す日の属する翌日から同年十月一日までの間に当該財産の月の翌月の一日前に到来し、かつ、当該提出期限の日から当該分割がされたときは、当該財産に係る相続税に對する新法第十九条の二及び第三十二條の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

第五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

四 二 六 一は 一つは

ハ 三 二 なくなるべく なるべく

ハ 三 二五 終わり お考えを お考え

元 二 二〇 高めながら 高めながら

元 三 三 終わり そのその他

第八号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

六 三 末 次会 次回

六 三 〃 再開 開会

第十号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三 三 三 申しましようか 申しましようか

第二十二号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

元 一 七 七千三百 七千三百万

元 二 二六 賠償 賠償

外資法

昭和四十七年六月九日印刷

昭和四十七年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D